

日本セーフティプロモーション学会誌

Japanese Journal of Safety Promotion

第10巻第1号 2017年4月 (2017年度)

Vol.10 No.1 April 2017



目次

1. 学会講演集

学会設立から10年目を迎えて —これからの日本におけるセーフティプロモーションを考える—	衛藤 隆	1
認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡に関する研究	鈴木 隆雄	6
我が国最初のセーフコミュニティ亀岡から	松永恵理子	14
子どものライフスキルとセーフティプロモーション	西岡 伸紀	18
自然災害から尊い命を守る —減災への努力—	後藤 健介	22

2. 厚木市セーフコミュニティ活動報告

市民協働による生活安全活力の再生と魅力あるまちづくり ～“セーフコミュニティ”で「安心」「安全」「元気」なまちを！～	倉持 隆雄	27
---	-------	----

3. 論壇

SCは、日本の安全文化に何をもたらしたのか ～SCの社会実装10年の「気付き」覚書き その2～	石附 弘	35
--	------	----

4. 実践研究

世界遺産「軍艦島」の観光と安全・安心対策	後藤 巖寛	38
----------------------	-------	----

5. ロゴシンボルマーク選定について

6. 庶務報告

・平成28年度（後半）理事会・総会議事録	45
・学会会則	47
・学会細則	52
・役員名簿 各種委員会名簿	54
・学会誌投稿規定	55

編集後記	57
------	----

Contents

1. 10th Conference of the Japanese Society for Safety Promotion

Keynote speech 1

Considering the first Decade of Japanese Society of Safety Promotion:
How we should Develop Safety Promotion in Japan Takashi Eto 1

Keynote speech 2

Study on Wandering/ Missing/ Deceased of Elderly with Dementia Takao Suzuki 6

Keynote speech 3

Results and Challenges from Japan's First Safe Community Kameoka Eriko Matsunaga 14

Keynote speech 4

Children's Life Skills and Safety Promotion Nobuki Nishioka 18

Keynote speech 5

Saving the Precious Lives from Natural Disaster
— Effort on Natural Disaster Reduction — Kensuke Goto 22

2. Safe Community Activity Report in Atsugi

Revitalization of Life Safety and Vitality by Citizen Collaboration
~Peace, Safety and Fine by "Safe community"~ Takao Kuramochi 27

3. Critical Review

Awareness of Society Implementation of SC during past 10 years Part 2 Hiroshi Ishizuki 35

4. Practical Research

Sightseeing of *Gunkanjima* Island, World Heritage, and its Safety Measures for Tourists
Takehiro Goto 38

5. Report about Logo Symbol Mark Selection 44

6. General Report

Minute of JSSP Board Meeting in 2016 45

Regulations of JSSP 47

Subsidiary Regulations of JSSP 52

Board Members of JSSP 54

Rule of Submission to Journal of JSSP 55

Postscript 57

学会設立から10年目を迎えて — これからの日本におけるセーフティプロモーションを考える —

衛 藤 隆
東京大学

Considering the first Decade of Japanese Society of Safety Promotion: How we should Develop Safety Promotion in Japan

Takashi Eto
The University of Tokyo

抄録

日本セーフティプロモーション学会は2007年に設立以来、2017年で10周年を迎える。準備段階から10年目を迎えるまでの期間をふり返ると、設立の契機となったのは2005年10月の「セーフ・コミュニティシンポジウム」(台湾・台北市)であった。日本にもセーフコミュニティを誕生させたいという思いが結集し、翌2006年2月から準備会が発足し、2007年9月に第1回学術大会が京都市で開催された際に正式に学会として設立された。毎年の学術大会の開催と学会誌の刊行を続けて来た。いったんは受諾した第6回アジア地域セーフコミュニティ会議の日本開催を返上したこと、2011年の理事会にて設立準備の時期から活動を共にしてきた理事の辞任者や退会者が複数出たことは残念な出来事であったが討議を重ね乗り切ってきた。本学会の使命は学術的活動に重点がおかれるようになっている。「学校安全の推進に関する計画」(2012年4月27日、閣議決定)にセーフティプロモーションという用語が入ったことは、政府の施策決定のプロセスに影響を与えたという成果としての意義を有する。今後、日本の特徴である自然災害についての理解と関心を高めることと国内のみならず世界に向けた研究成果の発信する意義がある。

Abstract

It was Safe Community Symposium in Taipei in October 2005 when some of Japanese attendants felt a common idea to realize safe communities in Japan. An informal meeting was held in Taipei in the evening during the symposium. In February 2007, the first preparatory meeting was held in Tokyo. After seven times such preparatory meetings, the first conference on safety promotion was held in September 2007 in Kyoto. At the same time, Japanese Society of Safety Promotion (JSSP) was settled. The scientific meeting was held every year since then. The first journal was issued in March 2008. Although we could not host the 6th Asia Regional Conference on Safe Community in Tokyo and some members since preparation broke away from the board of trustees in 2011, we have been discussing eagerly and have been able to make progress for the JSSP. Our next assignment would be paying more attention to natural disaster and would be dispatching our research and activities internationally.

はじめに

日本セーフティプロモーション学会は2007年9月24日、第1回学術大会が京都府立医科大学にて開催されて以来、2016年12月10-11日に第10回学術大会を京都学園大学太秦キャンパスで開催されるに至った。丸9年、足かけ10年目を迎え、設立前の準備段階から学会発足後の今までをふり返り、日本におけるセーフティプロモーションの意味を考える機会としたい。

1. 日本セーフティプロモーション学会が生まれるまで

2005年10月、台湾の台北市で開催された「セーフ・コミュニティシンポジウム」に参加した日本人の間で「日

本にもセーフコミュニティ(以下、SC)を誕生させよう」という認識が高まり、台北市内で非公式な会合をもった。これを契機に帰国後、SC誕生に向けた組織づくりのための準備会が結成され、東京または京都で度々会合をもった(表1)。大学教員、自治体関係者、警察行政出身者、大学院生、コンサルタント、理学療法士、保健衛生行政従事者等、様々な業種、専門性の人々が集まった。互いに知り合い集まりを重ねる中で、そもそもどのような組織を作るのか、議論を重ねた。学会なのか、研究会なのか、あるいは協議会のような組織なのか、それぞれの立場からの意見が出された。学会ということばに馴染みのない人、行政実務の経験のない人、等々、共通項のない中、セーフコミュニティを日本でも実現し、

表1 「日本セーフティプロモーション学会」準備の歩み

回	開催日	開催地
第1回	2006年2月11日	東京都文京区（東京大学山上会館）
第2回	2006年8月26日	東京都板橋区（東京都老人総合研究所）
第3回	2007年2月4日	京都府京都市（メルパルク京都）
第4回	2007年4月22日	東京都文京区（東京大学）
第5回	2007年6月23日	京都市（京都府立医科大学看護学会会議室）
第6回	2007年8月11日	京都市（京都府立医科大学看護学会会議室）
第7回	2007年9月9日	京都市（京都府立医科大学看護学会会議室）

人々が安心して日々の暮らしを送れるような社会の実現を目指すためのベースキャンプとなるような組織とはどのようなものかを議論した。最終的には、日本セーフティプロモーション学会という組織をつくることとし、そこにSC交流センターという名称の機能を包含するという方向に意見が集約していった。2007年9月の発足時、「日本セーフティプロモーション学会—日本セーフティコミュニティネットワーク」という表現が使われた。翌2008年3月には日本セーフティプロモーション学会誌が創刊された。学会ホームページに掲載されている学会誌創刊号の序文（図1）および学会設立趣意書（図2）から、この頃の議論の雰囲気を感じることが出来る。なお、本学会のこれまでに刊行された学会誌および学術大会のプログラム・抄録集は学会ホームページからダウンロードし、閲覧可能である。

注)学会ホームページ<<http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/>>

2. 10年目を迎えるまでの歩み

設立時から2016年12月の第10回学術大会（京都市）までの年1回開催された学術大会の歩みは（表2）に示す通りである。これはまた本学会ホームページにも示されている。<<http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/gakkai.html>>

2008年10月、第4回アジア地域セーフコミュニティ会議がバンコクで開催された後、参加各国により構成されるネットワーク組織より、第5回（北京、2010年）の次の第6回（2012年）開催を日本でしてほしい旨の要望がだされ、本学会として受けることになった。しかしながら、会期の設定と会場の予約まで進んだものの、事務局体制の構築がうまく出来ず、資金集めもままならぬ状況であった。そのような中、2011年3月11日に東日本大震災が起これ、準備体制も依然整わず、理事会として協議の上、同会議開催を返上することとした。いったん引き受けておきながら、完遂出来なかったことは誠に残念な

表2 日本セーフティプロモーション学会 学術大会の歩み

回	開催日	開催地	大会長	テーマ
第1回	2007年9月24日	京都府京都市 (京都府立医科大学)	渡邊能行	
第2回	2008年10月10日	東京都板橋区 (東京都老人総合研究所)	鈴木隆雄	
第3回	2009年8月28日・29日	青森県十和田市 (十和田市文化センター)	反町吉秀	
第4回	2010年11月19日	神奈川県厚木市 (ロワジールホテル厚木)	石附弘	
第5回	2010年11月18・19日	大阪府池田市 (大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターさつきホール)	藤田大輔	安全推進情報の共有と展開を目指して
第6回	2013年3月8日・9日	兵庫県神戸市 (兵庫教育大学神戸サテライト)	西岡伸紀	科学的根拠を踏まえた安全戦略 —根拠の追求と不十分な場合の方策— 事故や災害から何を学び、どのように活かすか
第7回	2013年11月22日・23日	茨城県つくば市（筑波大学）	市川政雄	個と集団のリスクを考える
第8回	2014年11月29日・30日	山口県宇部市 (山口大学医学部 霜仁会館)	辻 龍雄	セーフティプロモーション 安心して生活できる地域づくりを目指して ～事故・犯罪・虐待のない社会～
第9回	2015年12月12日・13日	東京都千代田区（大妻女子大学）	反町吉秀	もう一度、安全・安心を問う ～セーフティプロモーションの原点に立ち返って～
第10回	2016年12月10日・11日	京都府京都市 (京都学園大学 太秦キャンパス)	木村みさか	学会設立10年目、未来に向けて

ことであった。なお、第6回会議は、その後、2012年12月にセーフコミュニティ認証を目指していた東京都豊島区が主催し開催された。

他方、2010年6月に大阪に自治体のSC認証支援等をコンサルタント事業的に行う一般社団法人が設立され、活動を展開し始めた。その後国内のSCを目指す自治体の多くがこの法人に依頼し、認証取得を実現した。上記法人の設立時近辺の文書に本学会の名称が無断で使用されていたことが後に判明し、その意味や手続を巡って2011年4月の理事会で議論された。この時の議論をきっかけに、設立準備の時期から活動を共にしてきた理事の辞任者や退会者が複数出た。この一件は本学会の担う機能は何か、改めて考える機会ともなった。

その後、本学会の使命は学術的活動に重点がおかれ、自治体の認証支援という要素が事実上消え、学術大会における研究者と実践者の交流は図られるものの、実践者の活動支援という部分が明確でないまま時が経過した。これらを踏まえ、本学会のミッションは何か、今改めて検討する時期が訪れているといえるだろう。

3. これからの日本におけるセーフティプロモーション

スウェーデンから起こり、ヨーロッパ各国、そして世界に広がったSCは2007年の京都府亀岡市を皮切りに、その後着実に認証ないし再認証される自治体数が増えていった。SCを支える理論枠組みとしてのセーフティプロモーションは、科学的裏づけとスウェーデン等における長年にわたる地域実践を根拠として傷害予防、自殺防止、犯罪被害防止等の領域に大きな影響を与えたと評価できる。

日本の既存の法令、社会システム、生活様式、人々の考え方等を考慮するとき、地域ぐるみの安全の推進に寄与する理論や技法は何であろうか。それらについては今後とも考察を深める必要がある。

日本においては、2009年に旧学校保健法から半世紀ぶりに改定され、名称も学校保健安全法となった法律が施行された。この法律に基づく「学校安全の推進に関する計画」(2012年4月27日、閣議決定)に「本推進計画の実施に当たっては、セーフティプロモーションの考え方に則り、科学的な根拠に基づいた施策を進め、評価もできる仕組みが必要である」のような表現が取り入れられ、政府レベルの施策にもセーフティプロモーションが

影響を与えるに至った。当時、筆者は中央教育審議会委員(スポーツ・青少年分科会長、学校安全部会長)を務めており、中央教育審議会の下に置かれた学校安全部会において、セーフティプロモーションの考え方の紹介やSC認証都市(京都府、厚木市)のヒアリング等を部会の運営上実施したことがあった。上記計画の表現についてはこの部会における検討を踏まえた結果と考えられ、学会としては今後とも政府の施策決定のプロセスに影響を与えうる活動を展開する意義がある。

日本にはSCやセーフスクールを展開することの出来る基本条件は行政面でも教育レベル、あるいはマンパワーの面でもかなり整っているといえる。現状の中で考え直してほしいこと、特に力を入れるべきであると考えられる点は、縦割り構造の行政組織において組織横断的取り組みの意義を理解し実行することや、サーベイランス、評価といった実施した活動を科学的に検討するプロセスを拡充することである。さらにはデータ分析とその活用、安全に関する広報や情報公開のあり方などについてもきめ細かな検討が進められるべきであろう。

日本の特徴は震災、津波、集中豪雨、台風、火山爆発等の自然災害が多いことである。自然災害にどのように備え、災害時の被害を出来る限り小さくする方策を考えること等の知恵を加味して、日本におけるセーフティプロモーションを考える必要がある。この面での学術的検討が望まれていると共に、災害等にかかわる関連学会において既に展開されている研究成果にも関心を払うべきであると考えられる。

これらのほか、交通事故、溺水・溺死等の不慮の事故、虐待、DV、心中、他殺等の意図的外傷、自殺等への予防から事後に至る一連の対策に引き続き力を注ぐ必要がある。

おわりに

以上、本学会を設立する議論を行った時期から設立後現在までをふり振り返り、理事長を務めた立場からその歩みを総括した。今後は世界の動向に引き続き関心を払い、情報収集するとともに、日本におけるセーフティプロモーションに関する研究を一層発展・深化させ、本学会として日本国内のみならず世界に向けて発信する意義がある。

日本セーフティプロモーション学会誌の創刊にあたり

昨年9月、多くの皆様のご賛同を得て日本セーフティプロモーション学会が設立されました。ここに、厚く御礼申し上げます。さて、学会の担うべきいくつかの活動の中で、中核となる学会誌の発刊をここにお知らせいたしたく、創刊号としてお届けいたします。

本学会はわが国におけるセーフティプロモーションおよびセーフコミュニティに関する最初の学会であります。地域において暮らすあらゆる年代の人々やその環境を対象とし、事故や傷害の防止、犯罪被害の防止、自殺予防などを含む幅広い内容を取り上げ、研究発表や討論を行う場を提供します。また、世界的に進められているセーフコミュニティを日本でも展開するために交流する場を提供することも意図されています。すなわち、科学的根拠に基づくセーフティプロモーションの研究を推進することから、それを生活の場において組織的に実践すること（これが「セーフコミュニティ」に相当）までを視野に入れています。私たちは、この学会を発足させるための準備の段階で、研究者、行政官、企業経営者、企業従業員、学生、大学院生、教員、地域住民、ボランティア、その他様々な人々が知恵を絞り、意見を交換しました。関係する領域としても、保健、医療、福祉、看護、工学、教育、法律、経済、警察行政、消防、地域行政など多岐にわたっています。スウェーデン、ノルウェーをはじめ世界各地を実際に訪れ、セーフティプロモーションの考え方やセーフコミュニティの実践について知り、触発された複数の人々が、日本でも何かできないだろうかという問いを発し、約2年前に話し合いをもったことから始まりました。名称をどうするかについても、学会なのか、研究会なのか、それとも他の名称にするのか等、沢山の意見が出る中、次第に集約され、最終的には日本セーフティプロモーション学会とし、そこにセーフコミュニティ交流センターという名称の機能を包含することにしてはどうかという方向に意見が集約していきました。それ故、「日本セーフティプロモーション学会—日本セーフコミュニティネットワーク」という表現をします。

学会においては定期的刊行物としての雑誌は重要な位置を占めています。ここに掲載される研究論文、総説、実践報告等の文書は本学会の活動の証であると共に、日本におけるセーフティプロモーション研究の牽引車となることでしょう。今後、本学会がどのように育つのかを見極めるパラメーターの役割も果たします。どうか多くの会員の皆様の積極的な投稿により、本誌の水準を向上させ維持していただきたいと思います。

2008年3月31日

理事長 衛 藤 隆

図1 学会誌創刊時の序文

出典：日本セーフティプロモーション学会ホームページ
<[http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/pdf/JSSP1\(1\)Eto.pdf](http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/pdf/JSSP1(1)Eto.pdf)>

学会設立趣意書

今日、社会のすべての分野で、安全・安心をはかることが人々の高い関心を呼んでいます。人々の暮らしにおいて、安全や健康は、クオリティ・オブ・ライフの基盤であり、その質を保障し価値を高めることが求められています。

ところで、事故や事件の被害を未然に防止し、安全や安心を得るためには、これら不慮の事故、自殺、意図的な傷害行為等について科学的な方法に則り客観的データを収集・分析し、予防的観点から安全対策を立てることが必要であります。20世紀の後半、ヨーロッパから起こった『セーフティプロモーション』という考え方が急速に世界に広まり、暮らしの安全を地域ぐるみで実践する『セーフコミュニティ』が世界各地に誕生しています。これは、「すべての人は健康と安全に関し、等しい権利を有する」「事件・事故は、偶発的なものではなく、これを予防することができるものである」という考え方の下、世界保健機関（WHO）が進めてきた「すべての人に健康を」というプライマリ・ヘルスケアの考え方や世界規模の事故防止計画を支える理念に沿うものであり、普遍性を持つ活動といえましょう。また、地域で進めるセーフティプロモーション活動は、WHO協働センターであるスウェーデンのカロリンスカ研究所が発信源となり、学問的裏づけのもとに地球規模の推進活動を展開しています。

わたしたちは、日本において、事故防止、自殺予防、犯罪被害の予防、安全教育等にかかわってきた研究者や実務家、地域において安全対策や安心・安全なまちづくりに取り組む担当者や地域住民、その他安全に関心のあるすべての関係者が一同に会し、個別領域の学会、研究会という枠を越えた活動を行うことを目的として、日本セーフティプロモーション学会を設立することにいたしました。

『セーフティプロモーション』の実践のためには組織を越えた連携が必要であり、わたしたちは、広範な関心や専門性を有する人々が集い、意見交換や相互啓発する場を提供すると共に、『セーフティプロモーション』を学際的に追究していきたいと考えています。また、日本における真に安心・安全なまちづくりを目指した『セーフコミュニティ』のネットワークの形成に寄与したいと考えています。すなわち、本学会は、科学的立場からの安全の方策の探求と地域における安全を軸としたまちづくりの実践方策の探求という二つの機能を有しています。

わたしたちは、上記の趣旨にご賛同いただける多くの方々のご理解・ご支援のもと、日本における『セーフティプロモーション』『セーフコミュニティ』の普及を図りたいと願っております。どうか、本学会設立の趣旨をご理解賜り、継続的なご支援・ご参加を賜りますようお願いいたします。

2007年6月23日

日本セーフティプロモーション学会 発起人代表 衛藤 隆
(東京大学大学院教育学研究科身体教育学コース教授)

図2 学会設立趣意書

出典：日本セーフティプロモーション学会ホームページ
<<http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/societysyui.html>>

認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡に関する研究

鈴木 隆 雄

桜美林大学老年学総合研究所（大学院教授）

Study on Wandering/ Missing/ Deceased of Elderly with Dementia

Takao Suzuki

Institute for Gerontology, J.F. Oberlin University

はじめに

世界で一番の長寿国の日本において、多くの人々が健康長寿を楽しむ一方で、加齢に伴うさまざまな社会問題も明らかになってきました。

そのひとつとして、認知症高齢者の増加とそれに伴う、「外出したまま帰れなくなる帰宅困難（徘徊）」やその結果としての「行方不明」の問題があります。

警視庁によりますと、平成25年度では日本全体で約1万人の認知症高齢者が行方不明となっており、そのなかで約360名の方が亡くなっているということが報告されています。セーフコミュニティを構築する観点からも、そしてセーフティプロモーションを進める観点からも、今後認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡対策は極めて重要と思われれます。

本論では、認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡対策の1例として、筆者が携わった、愛知県の市町村及び愛知県警察の収集したデータから、県内において認知症高齢者が外出したまま帰宅困難になったり、あるいは行方不明なったりした方々のいわゆる「徘徊」の調査結果を中心に実態を紹介し、今後一人でも行方不明を予防し、安心して暮らせる地域づくりや街づくりを目的として概

説することになります。

1. 認知症の有病率

いま、世界中で高齢化に伴う認知症の高齢者が増えています。日本での全国調査（厚生労働省／厚生労働科学研究, 2013）の結果では65歳以上の高齢者では15%の方が認知症と推定され、この割合を用いると、全国では462万人となります。また、有病率は加齢に伴って上昇し、90歳以上では6-7割の方が認知症と推定されています。認知症（特にアルツハイマー型認知症）には、その予備軍をいわれる軽度認知障害（Mild Cognitive Impairment: 「MCI」）と呼ばれる段階（過程）があります。いわばMCIとは正常と認知症の間の状態で、正常の高齢者に比べて認知症に移行する割合は高く、年に1割程度、5年間で約半数が認知症に移行するとも言われています。一方、MCIから数年後に正常な状態に戻る高齢者も少なくありません。このようなMCIの持つ脳の可塑性から、この時期に、運動したり、頭を使ったりというような脳細胞の活性化をもたらし、脳の神経ネットワークを改善し、認知症を遠ざける日常習慣を実践することで、認知症への移行を防ぐことが期待されています。

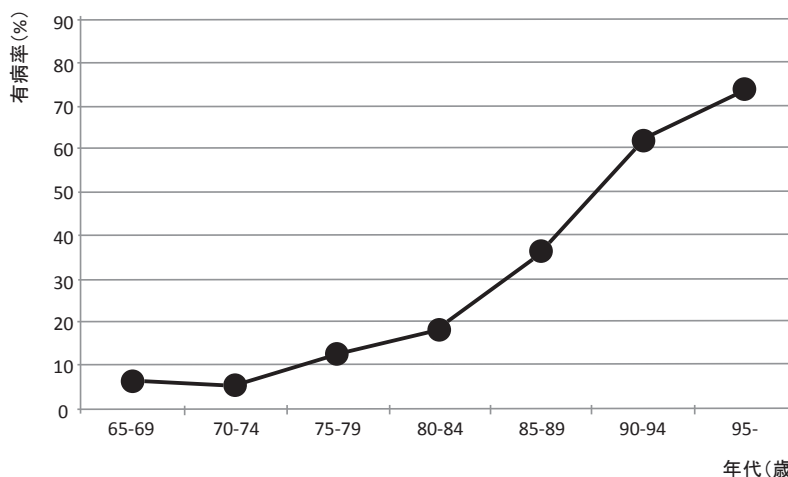


図1 我が国の年齢階級別認知症有病率

(朝田 隆：厚生労働科学研究費補助金 認知症総合対策事業、2013)

2. 認知症の症状 —初期症状、中核症状と周辺症状—

軽度認知障害（MCI）は基本的には日常生活に支障のない状態なのですが、認知症へ移行する割合は正常よりも高く、十分な注意が必要です。また認知症の初期の症状として、記憶障害（物忘れ）、見当識障害（日にちや場所が分からなくなる）、性格の変化（苛立ちによる疑いや怒り）、などがいくつも、そしてしばしば起きるのが徴候です。もっとも気づきやすいのが、「意欲の低下」で、長年続けていた趣味に興味がなくなり、趣味をやめてしまうなどは認知症の初期の徴候です。

認知症、特にアルツハイマー病では、「中核病状」（すなわち、認知症に共通する症状で、脳細胞の障害や死滅によって生ずる基本的症状）と、二次的な症状である「周辺症状」（＝行動・心理症状：BPSD：Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）に分けて考えられています。周辺症状は患者によって異なり、家族や介護者などの周囲の対応や環境あるいは本人の発症前の性格など複雑な要因によって出現する二次的な症状ということが出来ます。

BPSDは本人の特性や資質を基盤として、家族や介護者の接し方やケアの仕方といった人間関係、あるいはストレスの多い環境などさまざまな原因で発生しますが、BPSDが現れると認知症の本人はもちろん、周囲の人やケアをする人にも辛い思いをすることが多くなります。特に周囲の人の心を傷つけたり、ストレスを与えてしまうことで、BPSDが悪化してしまうことが知られています。

3. 認知症高齢者の徘徊の実態

認知症高齢者の問題は、多くの人々が大変な問題だとの認識は持っていたのですが、実際のところこれまであまり認知症高齢者の実態や科学的な視点からの調査・分析は進んでいませんでした。

平成26年に警察庁が「行方不明者届受理時に届け出から、認知症または認知症の疑いにより行方不明になった旨の申し出があった者」の数を集計し公表しました。この集計によりますと、「平成24年（2012年）中の認知症が疑われる行方不明高齢者数は9,607名であり、そのうち死亡して発見されたものは359名」と報告されました。

このような事態を受け、平成26年4月の第186回通常国会厚生労働委員会では当時の厚生労働大臣は「実態を把握することは大切であると認識。警察及び自治体等と協力しながら、できるだけの調査を行う」と答弁しています。

愛知県においても、高齢者の徘徊問題は早急に対応し、予防対策や早期発見対策を講ずる必要性の高いことを認識し、平成27年度の「地域で支える認知症対策事

業」の中で「徘徊高齢者の効果的な捜索に関する研究等事業」を開始しました。

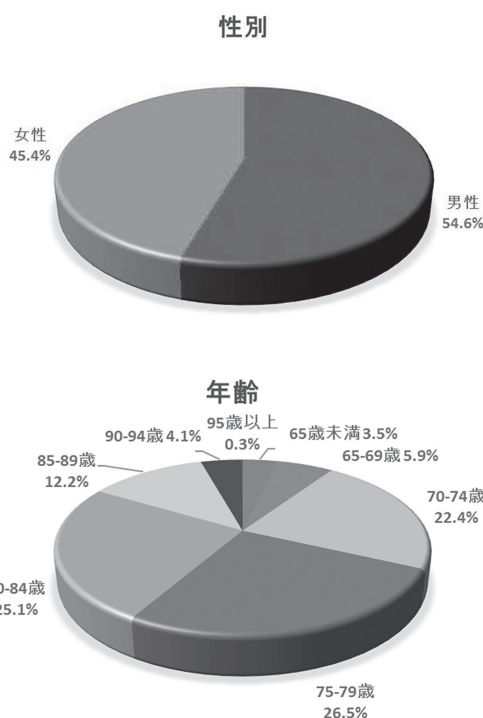
ここでは、

- 1) 行方不明になった高齢者の特徴（性別や年齢）
 - 2) 行方不明になった方の世帯構成（高齢者のみの世帯や独居）
 - 3) 行方不明になった時の状況
 - 4) 行方不明になった時の連絡先
 - 5) 行方不明になった時の移動手段
 - 6) 発見場所
 - 7) 発見までの時間
 - 8) 発見時の状態
 - 9) 行方不明時の連絡・協力依頼に用いたツール
 - 10) 自治体側での見守り体制の状況
- などについて、収集されたデータからわかりやすく紹介したいと思います。

(1) 行方不明高齢者の性別と年齢

徘徊高齢者の性別ですが、やや男性に多かったようです。

また、年齢分布の図ですが、75歳以上の後期高齢者が約70%、なかでも75歳－84歳が半数以上を占めていることがわかりました。

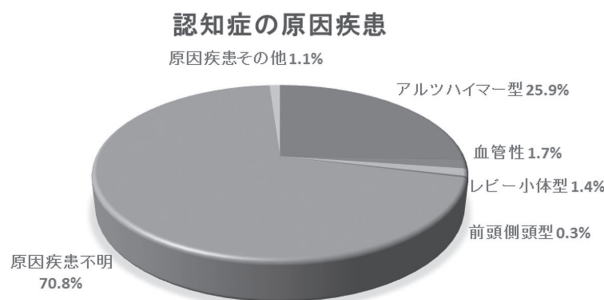
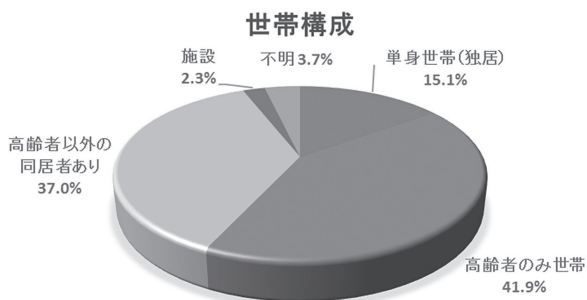


(2) 世帯構成別

徘徊高齢者の世帯ですが、最も多かったのは「高齢者のみの世帯」で約42%を占めていました。次いで「高齢者以外の同居者のいる世帯」が37%でした。

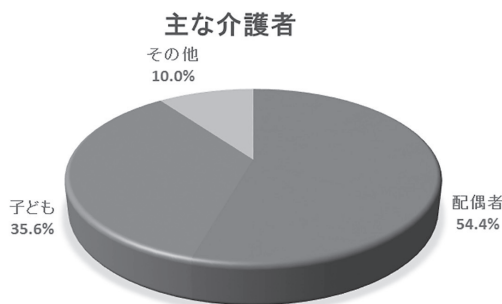
独居世帯も約15%ですが、（後で述べますが）徘徊の対策としては早期通報・早期捜索が重要なのですが、独

居高齢者の場合はその点が困難となる可能性が大きく、今後の課題でもあります。

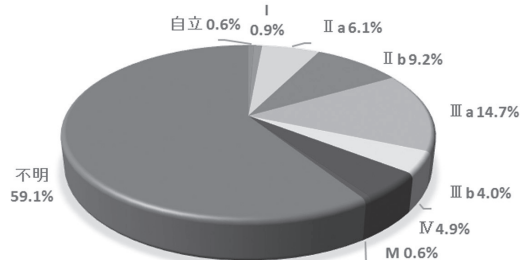


(3) 主な介護者とその年齢

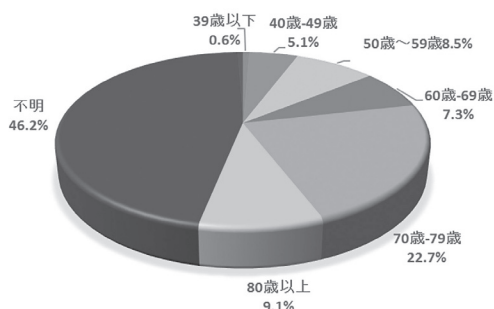
主な介護者は半数以上が配偶者でその年齢層は70歳代が中心でした。



認知症高齢者の日常生活自立度



主な介護者の年齢

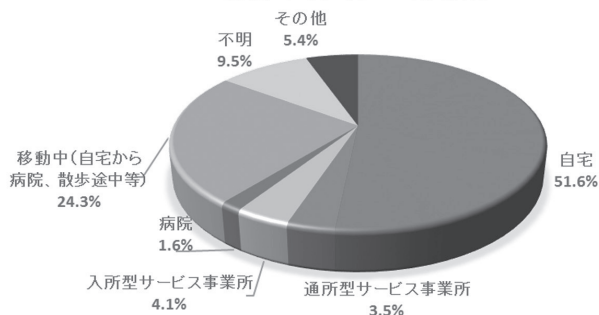


(5) 行方不明になった時にいた場所と気付いた人

行方不明になった場所では自宅が半数以上でしたが、それ以外にも様々な場所から行方不明になっていることが明らかになりました。

また、行方不明に気付いた人は圧倒的に家族（特に同居家族）でした。

行方不明時にいた場所

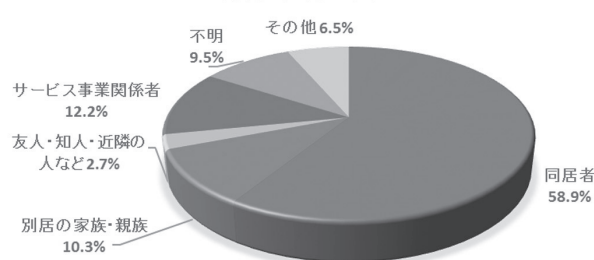


(4) 認知症との関連について

徘徊高齢者での認知症との関連については、原因としてはやはりアルツハイマー型認知症が約26%と多くを占めていましたが、原因疾患不明が約70%を占めており、診断のされていないケースも多かったことがわかりました。

日常生活自立度ではIIIaが多かったようですが、これも不明が約6割を占めており、正確な割合は不明です。

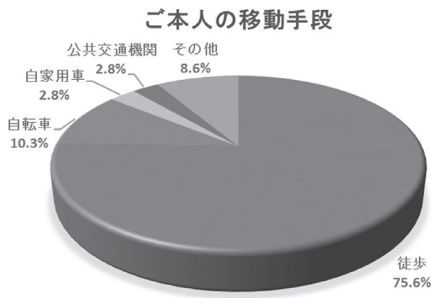
行方不明に気づいた人



(6) 行方不明時の移動手段

徘徊による行方不明になった時のご本人の移動手段は75%以上が徒歩となっています。しかしそれ以外にも自

転車や自動車といった移動手段も報告されました。



愛知県警の調査（届け出に基づくデータ）では、950件の中で、ほとんどが徒歩による行方不明と判断されていましたが、自転車は103件（10.8%）、さらに自動車（車の運転）によると報告された例が67件（約7%）を占めていました。

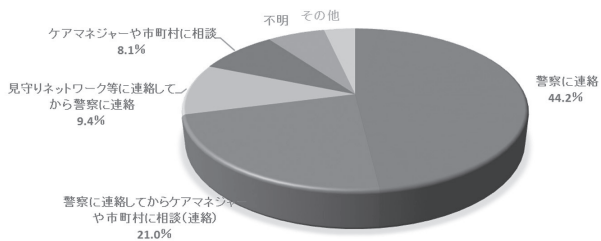
(7) 行方不明に気付いてからの対応

行方不明に気付いてからの対応として最も多かったのは警察への連絡・届け出でした（約44%）。さらに、警察に通報してからケアマネジャーや市町村の窓口へ連絡・相談したケースが21%となっていました。

また、最初に「見守りネットワーク」などの地域活動に連絡してから警察に届けた例も約10%に見られています。

いずれにしても警察への届け出や連絡・通報は合計で75%に達していました。

行方不明の気づきからの流れ



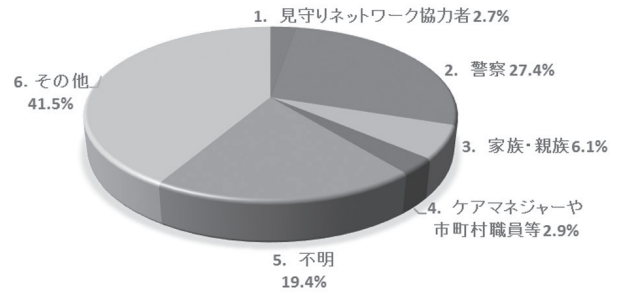
(8) 徘徊高齢者の発見者と発見場所

徘徊高齢者の発見者で最も多いのが「その他」（約42%）となっています。これはおそらく「一般の方々」と思われます。

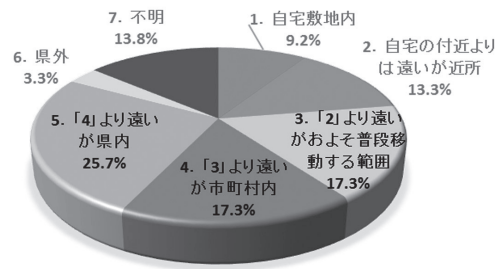
警察による発見例は約27%でしたが、家族による発見例は約6%と多くはありません。

また、発見場所についてはさまざまですが、普段移動できる範囲内はおよそ40%で、かなり遠くでの発見例もおよそ45%に上っていました。

発見者



発見場所



また愛知県警のデータでは発見に関与したものとして最も多かったのは警察官（257件）、一般人・通行人（109件）、ついで家族・届け出人（61件）となっていました（下表）。

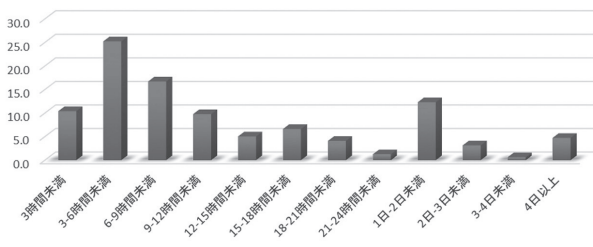
関与者	抽出時に用いたワード	ケース数
警察官	警察官, 署員, 地域警察官, 刑事課員, 地域課員, 警察犬, 高速隊	257
一般人, 通行人	一般人, 通行人, 警備員	109
家族, 届出人	家族, 届出人	61
タクシーの運転手 (タクシー運転手, 運転手)	タクシーの運転手, タクシー運転手, 運転手	16
施設職員	施設職員, デイサービス職員, 職員	9
駅員	駅員	6
知人, 友人	知人, 友人	5
救護隊 (救急隊員)	救護隊	4

(9) 徘徊高齢者の発見までにかかった時間

徘徊高齢者の発見までにかかった時間で、最も多かったのは「3-6時間未満」(約25%)、次いで「6-9時間未満」(約15%)でした。発見までにかかった時間の累積で見ると「9時間未満」でおよそ半数の方が発見されていました。

また年齢が若いほど発見までに時間は長い傾向が見られました。行方不明から9時間以上を経過すると、発見率は徐々に下がっていきます。このことから、徘徊による行方不明が発生した場合に早く気づき、通報し、操作を開始するかが、非常に重要なポイントになっているようです。

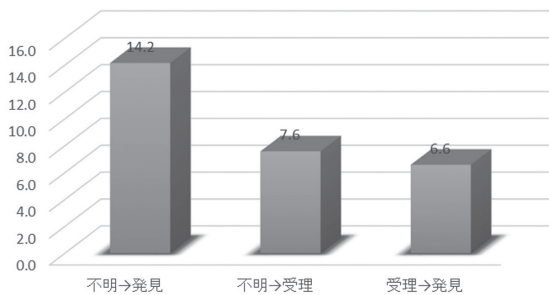
発見までにかかった時間



また、外出・行方不明では、多くの場合まず警察に届けがでますが、下の図は愛知県警察のとりまとめで、行方不明になってから警察に届け出された時間(不明→受理; 平均7.6時間)、警察が届け出を受理してから発見されるまでの時間(受理→発見; 平均6.6時間)、そしてその合計時間(不明→発見; 平均14.2時間)を示しています。

やはり警察への届け出は一刻も早い方が、早くに発見される可能性が高いと思われます。

行方不明から発見までにかかった時間



また、愛知県警のデータから、徘徊認知症者行方不明の発見までの時間を年齢区別で分析したところ、年齢区分が低くなるにつれて長くなる傾向がみられました。すなわち行方不明になってから発見までの時間をみると、85歳以上は12.0時間(中央値9.3時間)でしたが、75-84歳は13.3時間(中央値9.8時間)、65-74歳は16.5時間(中央値12.4時間)、64歳以下は18.3時間(中央値17.5時間)となっていました。

この結果から、年齢が若いほど徘徊していても周囲から気付かれないか、あるいは、後期高齢者に比べて前期高齢者は身体機能が高いため、遠方まで行ってしまい、発見までの時間がかかってしまっている可能性などが示唆されました。今後は、年齢別の徘徊対策の構築につなげる必要があると思われました。

(10) 愛知県警察のデータから見た行方不明者の発見状況

行方不明になった認知症者が発見・保護される際の状況は、通報を受けて警察官が対応するケースが359件で最も多かった。次に帰宅するケースが262件、本人のみか他人の助けを借りて警察署に行って保護されるケースが30件、職務質問で発見されるケース24件、病院(入院)で発見されるケースが23件となっており、警察官が発見に対応するケースが多かったとの報告でした(下表)。

(11) 愛知県警察データによる死亡発見例の特徴

認知症高齢者で行方不明となり、その後死亡した状態で発見されたのは全体で16例でした。これら死亡発見例のなかから特徴的と考えられる点は以下のようにまとめられました。

- (1) 周囲に危機意識はあったようだが避けられなかった死亡例
 - 寝間着に記名など徘徊を想定した対処が取られたり、夜間も当事者の在宅を確認するなど、周囲の危機意識がうかがわれるなかで避けられなかった死亡例が3例みられました。

区分	抽出時に用いたワード	ケース数
通報を受けて警察官が対応	通報	359
帰宅	帰宅, 帰宅したもの(発見を除く)	262
本人のみか, 他人の助けを借りて警察署に行く	警察署, 交番, 警察(通報を除く)	30
職務質問	職質, 職務質問(通報を除く)	24
病院(入院)	入院, 搬送, 病院, 病院に搬送された, 病院に搬送されていた, 入院し, 病院に搬送されて, 入院して, 入院していること, 搬送されていたこと	23

(2) 危機意識が薄かったと考えられる死亡例

毎日の散歩を日課としているケースで帰ってこられずに死亡した例、通院のため1人で車で出かけて帰ってこられずに死亡した例がみられました。当事者は認知症ではあるが、周囲が「一人で出かけても帰ってこられる」と想定していたところに生じた死亡例と考えられるのが3例ありました。

(3) 介護力不足が考えられる場合の死亡例

独居で週に1回の見守りだった例、介護者の出張中に起こった例、施設入居者で見守りが1日1回だった例、日中独居の間に生じた例、いわゆる「認認介護」で別居の家族が1日1度見守りを行うも、たまたま見守りをしなかった日に生じた例など、介護力が十分でないと考えられる状況において発生した死亡例が5例みられました。

(4) 認知症とうつ等の併発による「自殺企図」が疑われる死亡例

死亡発見例のうち3例は当事者に自殺企図があった可能性が考えられました。前日に海に飛び込むことを仄めかし、翌日に行方不明になった例（河口近くで死亡が確認された）や過去に入水自殺を試み未遂に終わった例（河川にて水死）などがみられました。

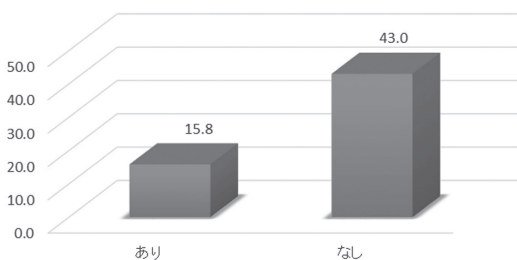
(5) 重篤な疾患を併発する場合の死亡例

糖尿病を併発しており、インシュリン注射が不可欠な者が行方不明となり、死亡した例が1例みられました。

(12) 見守りネットワークの利用と発見時間

見守りネットワーク利用群は15.8時間、未利用群は43.0時間と大きな開きがあり、見守りネットワークを利用している方が早期発見の可能性が高いといえます。

見守りネットワークの利用別の行方不明から発見までの平均時間



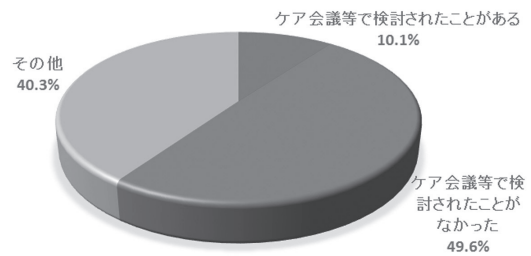
(13) 自治体での対応状況

見守りの必要性和「見守りネットワーク」への登録状況について分析しました。その結果、自治体として認

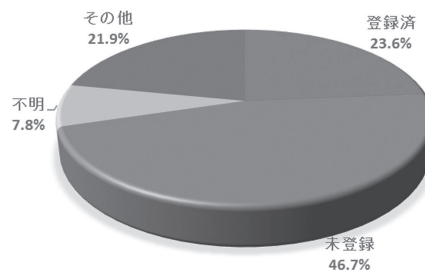
知症高齢者で徘徊の恐れのあるケースについて、事前に「ケア会議」等で検討されたことのあるのは約10%にとどまっていることが明らかになりました。

また、徘徊の可能性のある高齢者を中心として「見守りネットワーク」に登録されている方は約24%と決して十分とは言えない状況でした。

見守りの必要性について



見守りネットワークへの登録状況



4. まとめ

平成27年度の愛知県下における自治体・警察調査から見た徘徊高齢者の特徴をまとめてみますと、以下のようになります。

- 75歳以上の後期高齢者が約70%を占めていました。
- 世帯別では高齢者のみの世帯や独居世帯が6割近くを占めていました。
- 身体的には認知機能には問題がありますが、身体機能はしっかりしている方が多かったようです。認知症の程度は徘徊の有無にはあまり関係がありませんでした（軽度の方～中・重度の方いずれにも徘徊は発生していました）。
- 行方不明になった場所としては自宅が多いのですが、デイサービスや散歩の途中など多様な場所から行方不明が発生していました。また移動手段としては、徒歩によるものが7-8割を占めていますが、自転車（約10%）、そして自動車の運転も少なからず見受けられます。
- 行方不明に気付いてからは、警察に通報・届け出が約75%となっていました。その他ケアマネジャーや市町村窓口への連絡も約40%に見られました。
- 行方不明高齢者の発見は警察官及び通行人などの一般の方々によるものが多く、時間的には9時間未満、ま

た発見場所は比較的近い場所と遠い場所がほぼ半々でした。行方不明者の発見には「早期届け出」、「早期捜索開始」が鉄則となるようなデータが明らかとなっています。

○認知症高齢者の徘徊・行方不明対策としては自治体側も家族などの当事者側も、まだ十分な取り組みがなされていないようでした。今後「地域包括ケアシステム」の具体化や充実が図られるところですが、認知症による徘徊高齢者の地域における安心・安全・見守り体制の整備が重要になると考えられます。

5. 認知症高齢者の徘徊・行方不明の予防対策

わが国での認知症高齢者に関する徘徊やそれによる行方不明の原因や予防対策についてはようやくその研究が始まったばかりで、必ずしも十分なデータがあるわけはありません。しかしセーフティプロモーション活動やセーフコミュニティづくりには認知症高齢者の徘徊・行方不明予防対策は極めて重要です。

平成25年度の全国データや平成26年度の愛知県全県下での市町村の徘徊事例の分析から、以下のようなことが明らかになってきました。

- 1) 認知症高齢者の徘徊は、幅広い年齢で発生しているが、特に70歳代から80代にかけて発生している。
- 2) 認知症の基礎疾患は多様で、どのタイプの認知症でも発生する。
- 3) 徘徊をきたした時点での認知機能も様々で、ごく軽度であっても、またある程度認知障害が進行していても、徘徊は発生する。
- 4) 認知機能障害の程度よりも移動能力の程度がより徘徊と関連性が高い。
すなわち、移動能力（歩行能力）の維持されている例での徘徊が多い。
- 5) 徘徊の多くは繰り返す。
- 6) 徘徊時に要介護認定を受けているものは全体の60%程度にとどまっている。要支援者あるいは介護保険未申請・未利用高齢者にも徘徊が生じている。

したがって、認知症高齢者での徘徊は高齢者本人の認知症の原因や程度と言った個人の特性により発生するというよりは、本人以外の要因、特に家庭的要因や地域や自治体の徘徊に対するネットワークの準備状況など社会的要因などの、いわば環境要因が大きいと考えられます。

認知症高齢者の徘徊により行方不明となった場合、その発見が重要となりますが、その要因として次のようなことが重要と考えられます。

- 1) 認知症高齢者で徘徊のある方は、本人にはさまざまな理由で外出することのようです。その場合、過去の生活歴に関係する場所（例えば、以前住んでいた自宅、よく買い物に行っていたスーパー、あるいはかつて勤めていた職場など）に向かおうとする場合が多いようです。捜索の際には本人の行動パターンや生活歴なども考慮することが大切です。
- 2) 認知症高齢者で徘徊のある方は、何度も徘徊を繰り返す可能性が高く、そのような場合には、近隣の方や商店（お店）そして近くの交番（地域安全センター）に写真を示して、一人で歩いているときには、積極的に声掛けをお願いしておく。また外出する時間帯は今回の調査から午後～夕方にかけてが最も多いようでしたので、その時間帯は特に注意が必要と考えられます。
- 3) 徘徊の恐れのある高齢者に関する関係機関の情報共有は必須の事柄と考えられます。従いまして、近隣のご近所さんだけでなく、（介護保険申請によるサービス受給の場合には）ケアマネージャー、通所介護（デイサービス；予防含む）施設担当者、地域包括支援センター、市町村担当窓口、警察等への提出がポイントになると思われます。特に市町村で「徘徊高齢者SOSネットワーク」などの体制がある場合には積極的に登録を進める必要があります。このような場合には個人情報保護の視点から、ご本人もしくはご家族からの同意書等が必要となります。
- 4) 徘徊を繰り返す高齢者ではやはり住所・氏名の判るものを衣服などに縫い付けておく、靴用ネームシールを貼っておく、あるいはGPS（貸出制度も含めて）の活用を図るなどの対策を考慮しなければならないと考えられます。
- 5) 多くの市町村で認知症高齢者を地域で見守る取り組みがなされています。その一つが「徘徊・見守りSOSネットワーク」ですが、認知症高齢者を抱えるご家族の方はもちろんのこと、一般の方々への理解を深めることが必要です。行方不明が心配な場合には、SOS見守りネットワークへの事前登録をお願いし、事前に行方不明防止の対策の重要性を周知させることが重要と考えられます。また行方不明者の発生時を想定した模擬訓練や、地域ケア会議等での関係者への協力依頼を行い、実際に行方不明者の発生に際してはネットワーク登録者や関係各位への情報配信を行い、早期発見に努めるよう普段からの心構えと対策が必要と考えられます。
- 6) 今回の愛知県下市町村あるいは警察の貴重なデータの分析から、認知症高齢者の徘徊・行方不明に対する最も重要な対策は「早期届け出（通報）」、

「早期捜索開始（初動捜査の重要性）」が明確になったと思われます。一般市民の方への普及啓発が非常に重要と思われます。「徘徊対応情報発信システムの構築」や「近隣市町村との情報共有システム構築」そして「市民参加の模擬訓練」などを通じて予防対策を講ずることが急務と考えられます。

参考文献

愛知県・国立長寿医療研究センター：認知症高齢者の徘徊対応マニュアル。（平成27年度愛知県委託事業「徘徊高齢者の効果的な捜索に関する研究事業」） pp65、2016

我が国最初のセーフコミュニティ亀岡から — その成果と課題 —

松 永 恵理子

亀岡市総務部自治防災課セーフコミュニティ係

Results and Challenges from Japan's First Safe Community Kameoka

Eriko Matsunaga

Section of Disaster Prevention, Department of General Affairs, Kameoka City Office

はじめに

亀岡市は京都府のほぼ中心に位置する総人口約9万人の都市である。亀岡市は2006年から「セーフコミュニティ」という取り組みを開始し、2008年に日本で初めて国際認証を取得した。

2013年には2回目の認証を取得し、取り組みは現在で10年目となる。加えて、セーフコミュニティの学校・保育所版である「インターナショナルセーフスクール」の取り組みについても2013年から開始し、2015年に1小学校と9保育所（園）が国際認証を取得している。現在は2018年に3回目の認証取得（セーフスクールは2回目）を目指している。

亀岡市の取り組みは日本全国に拡大し、14の自治体がセーフコミュニティの認証都市となり、現在2自治体が新たに認証取得のため、活動を進めている。

本論では、日本で最初に認証を取得し、最も長期間取り組みを継続している亀岡市から、セーフコミュニティの成果と課題について論じる。

セーフコミュニティとは

セーフコミュニティとは、事故やケガは偶然起こるのではなく予防できるという考えのもと、地域住民や行政などが連携・協働して誰もが安全で安心に暮らすことができるまちづくりを進めるシステムである。

セーフコミュニティという安全・安心は、事故やケガ・犯罪・自殺がゼロの状態を指すのではない。

様々な記録を活用し、根拠のある対策を実施し、検証を重ね、生活（家庭・学校等）を阻害する、危険や危害を低減する仕組みができてきている状態を指す。

取り組みの概要

亀岡市でのセーフコミュニティの取り組みとしては、亀岡市のあらゆるデータ（人口動態統計・救急搬送・交通統計・犯罪統計・市民アンケートなど）を分析することから始まっている。

一部を抜粋すると、人口動態統計から見える外傷等による死亡要因は「自殺」「交通事故」「転倒・転落」がトッ

プ3となる。また、2007年に実施した亀岡市内の医療機関の協力のもと実施した「外傷動向調査」では、年齢層別に見ると「0-4歳」「5-14歳」の外傷発生頻度が多いこと、活動状況では「スポーツ活動中」「教育活動中」が多いことが分かった。（図①-1, ①-2, ①-3）

その他様々なデータや資料を分析し、亀岡市では「交通安全」「防犯対策」「自殺対策」「乳幼児の安全」「高齢者の安全」「余暇・スポーツの安全」「学校」の7つの重点課題を選定した。

その課題を進めるために、協働の仕組みが必要となる。セーフコミュニティでは3つの協働のもと進めることが重要であり、それは「タテの協働（行政と地域）」「ヨコの協働（関係団体の連携）」「ナカの協働（団体内部の連携）」である。「安全・安心」をテーマにして、いくつもの「協働」が生まれることが、セーフコミュニティの利点である。

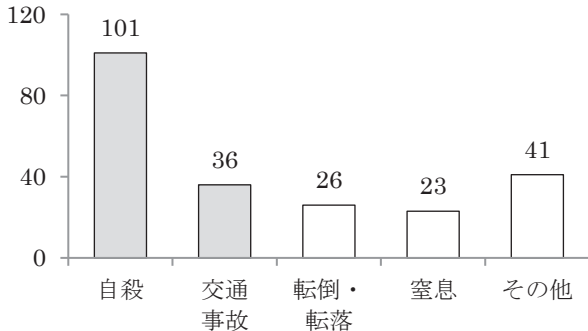
その考え方に基づき亀岡市では、安全安心に関わる33団体で構成されセーフコミュニティの統括機関である「亀岡市セーフコミュニティ推進協議会」を筆頭に、先述した7つの課題の「学校」を除いた6つの課題に対し、様々な関係機関が協働で対策を推進していく対策委員会を設置し、ポイントを絞ったプログラムを展開している。「学校」の課題については、各対策委員会で取り組むとともに、セーフスクールを推進している。

取り組みを実施するだけでなく、定期的に外部の目でその効果や影響を測定する「亀岡市サーベイランス委員会」を設置し、更なる改善策を講じる仕組み（S+PDCAサイクル）を確立している。

また一部自治会をモデル地区として定め、地域における活動拡大も図っている。

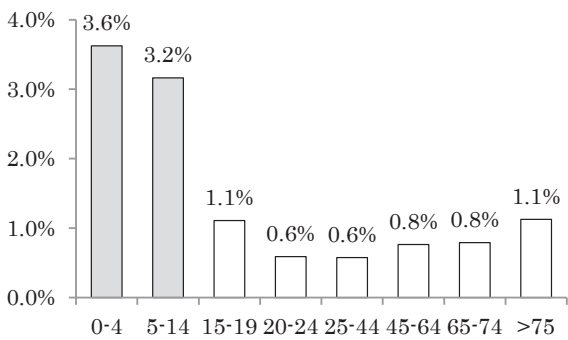
図① 課題を抽出するためのデータ

図①-1 2006～2010年の外傷等による死者数



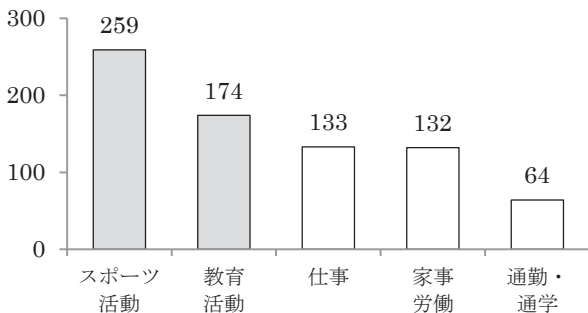
出典：人口動態統計（厚生労働省）から作成

図①-2 年齢別にみた外傷発生頻度（年齢層と対人口比）



出典：亀岡市外傷動向調査（2007年）から作成

図①-3 受傷時の活動



出典：亀岡市外傷動向調査（2007年）から作成

対策プログラムの一部紹介

最近の取り組みの特徴としては、防犯対策で企業（タクシーやバス、新聞配達等の会社）や福祉施設のドライブレコーダーを活用した防犯見守り体制の構築や、コンビニセーフティネットワークの結成、ホームセンターでの反射材コーナーの設置など企業等との連携が活発になっている。

取り組み当初から大学との連携も活発である。一例として京都学園大学との連携で、高齢者の転倒を予防する介護予防プログラムを開発し、現在は市民サポーターを養成し教室展開を行っている。大学と連携することで、精度の高い調査が実施でき、取り組みがより根拠に基づいたもの、効果の高いものとして実施できている。

2013年から開始しているセーフスクールの取り組みでは、曾我部小学校が独自に開催していたいじめ防止フォーラムが亀岡市内の小中学校全てに拡大するなど他の小中学校に大きな影響を与えている。また自治会と連携し、危険箇所への柵の設置や道路標示など市内の環境改善にも取り組みが拡大している。

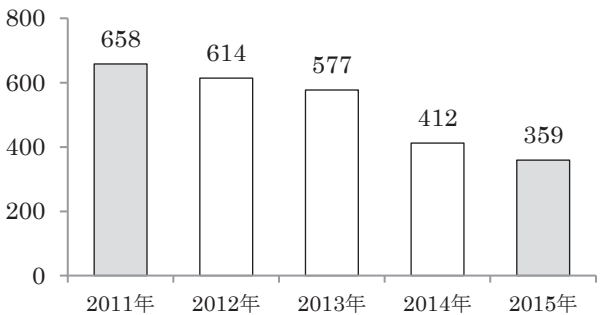
10年目の成果と課題

人口動態統計から見える外傷等による死亡者は、取り組みを始めた翌年の2007年には54人であったが、2013年には30人となり、44.4%減少している。これは交通事故死亡者が大幅に減少したことによる。

交通事故負傷者は45.4%減少、街頭犯罪件数は52.1%減少、自殺率は6.42%の減少（全て対策委員会設置の2011年と2015年の比較）というような成果が表れてきている。（図②-1, ②-2, ②-3）

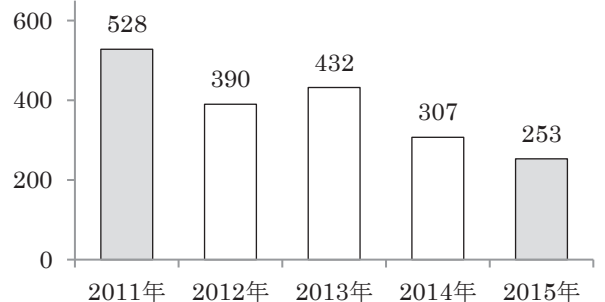
図② セーフコミュニティの成果

図②-1 交通事故負傷者数の推移



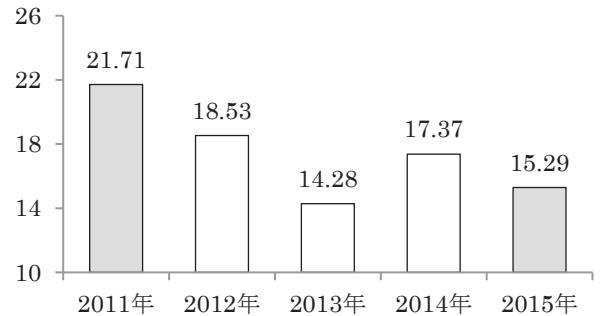
出典：交通統計（警察庁）から作成

図②-2 街頭犯罪認知数の推移



出典：犯罪統計（警察庁）から作成

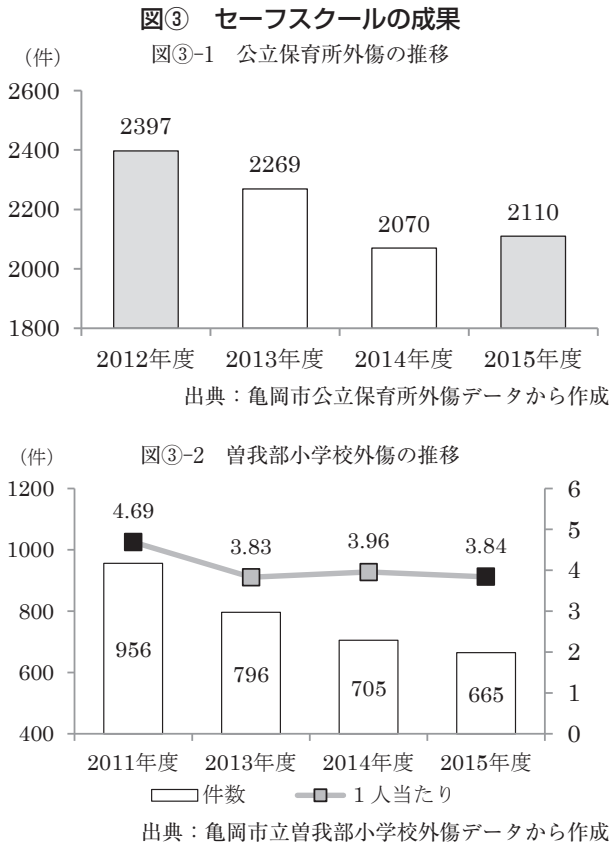
図②-3 自殺率の推移（人口10万人あたり）



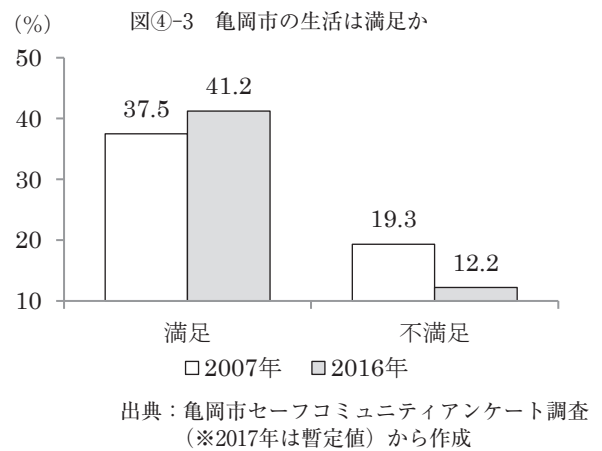
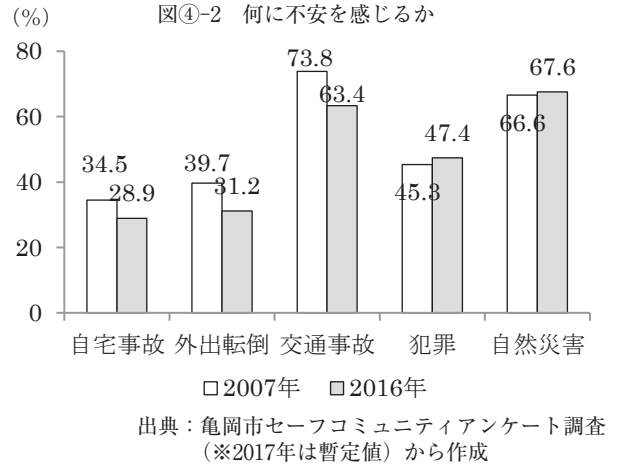
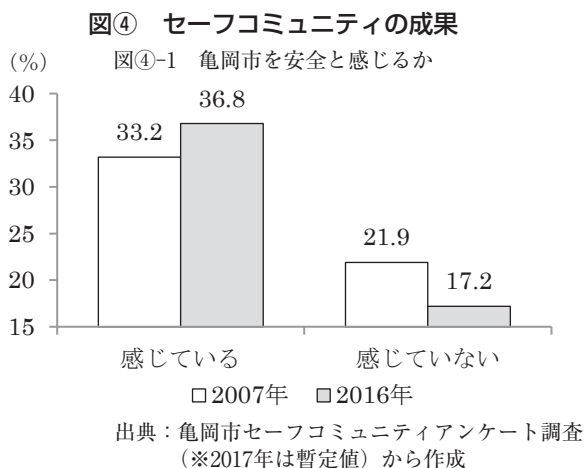
出典：警察統計（内閣府）から作成

セーフスクールに取り組む公立8保育所全体のケガ件数は12.0%減少（取り組み開始前の2012年と認証取得後の2015年の比較）、曾我部小学校では1人当たりの外傷件数が0.85件減少（取り組み開始前の2011年と認証後の2015年の比較）という成果も表れている。

(図③-1, 図③-2)



2007年と2016年に実施した「亀岡市セーフコミュニティアンケート調査」の結果からも、体感治安の上昇、不安感の減少が見られ、それが市民生活の満足度上昇にも繋がっている。(図④)



加えてより正確に成果を分析する挑戦として、先述した介護予防プログラムの5年間の成果を医療費・介護給付費といった経済効果で表す試みを実践している。また交通死亡事故の被害損失額について、「交通事故の被害・損失額の経済的分析に関する調査（内閣府政策統括官）」に示されている人的損益額を使用し試算したところ、2012年は286,861,000円の損失額が2014年には39,103,000円と大幅に減少していることが分かった。

しかしながら取り組みも10年を経過すると、亀岡市を取り巻く環境の変化や最初に設定した課題の解決などから、新たな問題も見えてくる。例えば、最近の主な刑法犯認知件数の推移を見ると、最初に設定した課題である「自転車盗」は大幅に減少しているが、「置き引き」「侵入窃盗」「器物損壊等」が増加している。これは京都縦貫自動車道が延長され、名神高速道路等と連結されたことにより、犯罪が広域化しているためと考えられる。また交通事故では、高齢ドライバーの増加により、高齢者が第一当事者（事故が発生した場合に過失が重い人）になる事故の件数が大きく占めるようになってきている。最初に設定した「高齢者の歩行者」に対する対策を含めて対応する必要がある。

10年目の課題として4つ挙げる。1つ目は、取り組みの継続によりある意味セーフコミュニティが浸透し、住

民の関心度が逆に下がっていることである。先述した市民アンケートでは、セーフコミュニティの認知度は23.3%から31.2%と上がっているが、関心度が55.2%から38.7%に下がっているという結果が出ている。2つ目は、行政がリーダーシップをとってセーフコミュニティ活動を継続してきたため、職員の異動などによる不安定感や対策委員会委員の高齢化による引退などの活動の継続性に課題がある。3つ目は、対策委員会を構成する団体などの中で進めてきた取り組みをより市民に広げていくことである。4つ目は、セーフコミュニティの成果をいかに「見える化」していくかが課題である。

まとめ

10年間のセーフコミュニティ活動を継続した結果、着実な成果が表れており、安全安心なまちづくりには有用なツールであることが証明されている。しかしながら、長期の継続を目指すには、活動に関わる人のモチベーションをどう維持していくか、あるいは6つの対策委員会の間での連携を進めるなど、横のつながりやネットワークをいかに強化していくかも鍵となる。

より成果を「見える化」していくことも重要であるため、成果だけでなく、セーフコミュニティ活動の経済的効果（医療費や介護給付費など）についても検証する必要性がある。

子どものライフスキルとセーフティプロモーション

西岡 伸紀

兵庫教育大学大学院

Children's Life Skills and Safety Promotion

Nobuki Nishioka

Hyogo University of Teacher Education

1. 教育の意義と機能

ここでは、セーフティプロモーションにおける教育及びライフスキル教育の意義と機能について述べる。子どもの遊びや教育活動などは、人としての発育・発達上重要な意味をもつが、活動の場や活動自体にリスクが伴う。安全のためには物理的環境や社会的環境の整備が必要であるものの、環境を全面的にカバーすることはできない。環境をネットにまで広げてリスクを考えると尚更難しくなる。そのため、環境整備と併せて子どもたちの資質や能力を高める教育が必要である。価値観が多様化し安全と他の価値の対立が起こりやすい現況においては、安全や生命の価値をより高く位置づけるような教育も大切かもしれない。

一般的に、教育には劇的な効果は期待できないが¹⁾、その強みは、子どもたちの自主性や主体性を重視しつつ資質や能力を育成すること、教育の内容や方法は多様であるため方策として柔軟性や適用可能性が高いことにある。しかしながら、現状では教育の機会や時間数は限られる。教育の有効性を高めるには、機会の拡大を図ることに加え、所与の条件の下で教育内容の選択や指導方法を工夫することが必要である。また、教育効果をエビデンスとして積み重ね、それに基づき教育を改善することも欠かせない。ライフスキル教育はそのような課題に応えようとする取組の一つであり、その内容や学習方法を紹介する。

2. ライフスキル教育とその特徴

ライフスキルとは、日常生活における課題への対処に必要な心理社会的な能力である (WHO)²⁾。子どもたちは、人間関係 (いじめを含む)、学習、自身の性格や体型などに不安や悩みを持つことが多いが、それらを含めた様々な課題がライフスキル教育の対象となる。

ライフスキルの定義は抽象的であるが、具体的スキルとしては、意思決定、目標設定、コミュニケーション、ストレス対処、自尊心の形成などがある (図1)。図では、意思決定等の具体的スキルの形成には、基盤として自尊心の形成が必要であること、ライフスキルの形成がQOL向上、諸問題の予防や解決につながること、QOL

向上等が自尊心や具体的スキルの形成を促すことを示している。



図1 ライフスキルの構成と機能

ライフスキルの特徴としては、まず、様々な具体的スキルを含むことが挙げられる。多岐にわたる課題や危険行動の防止は、特定の能力だけでは実現できない。安全課題に関わっても、リスクに関する意思決定、対人関係に関わるコミュニケーション、情動への対処のためのストレス対処、それらの基盤としての自尊心などが必要になる。

次に、ライフスキルは認知的特性が強いことが挙げられる。ライフスキルは文字通り“スキル”であるが、運動スキルや応急手当のスキルなどとは異なる。例えば、意思決定スキルについては、その行い方である“意思決定のステップ”について学習するが、ステップは固定的ではない。ステップのある段階を省略したり途中から前の段階に戻ったりするなど、状況に応じて変えうるものである。また、多くの運動スキルのように、一度習得すれば無意識のうちに実行できるようなものではない。意思決定スキルを学習したとしても、現実には困難な課題があり、意思決定の失敗や成功を重ねたり新たに学習したりしながら能力を高めていくものである。

ライフスキル育成を目指すライフスキル教育は課題対処能力を高めるものであるため、様々な効果を上げてきた。例えば、国内では、喫煙、飲酒、暴力等の問題行動の減少、セルフエスティームの保持、対人関係、学校との連結感の向上などが、国外では、薬物乱用、思春期

妊娠、いじめ、エイズ、暴力、飲酒などの問題行動の防止、自己信頼とセルフエスティームの向上、知的能力の向上、学校との連結感の向上などが挙げられる^{2, 3)}。

ライフスキル教育の特徴は、参加型学習を多用することである。参加型学習の特徴は、子どもたちの持っている知識、意見、経験などを引き出して活用すること、唯一絶対の正解ではなく多様な解決策や選択肢を見出していくことを協働的に行うことである。

参加型学習を用いる理由は、ライフスキルの内容や使い方を理解するだけでは、心理社会的能力であるライフスキルの習得は難しいためである。例えば、コミュニケーションの仕方（言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーションの仕方、自己主張の仕方など）を理解したとしても、自分の考えを適切に相手に伝えたり自己主張したりする能力が即座に高まったり、日常生活で活用できるわけではない。自分たちの日頃のコミュニケーションを振り返ったり、コミュニケーションが必要な場面を取り上げて具体的に対処法や表現法を考えたり、効果的なコミュニケーションの仕方について演習を行ったりすることが欠かせない。

さらに、参加型学習では子どもたちの持っている知識や意見を引き出して活用するため、また、それぞれの子どもの意見が尊重されるため、危険行動の経験者も含め子どもたちは、学習に対して強い関心を示し活動に積極的に参加する。また、子どもと教師は学習の有用性も高く評価している。例えば、ライフスキル教育を実践してきた教師は次のように語っている。

「このプログラムは、全員に活躍の場が提供され、普段積極的な発言や意思表示があまり見られない生徒の活動を促すことができた。考えや意見をみんなで共有することで、学級内にも自分や他者を認め合う雰囲気が形成され、教師の一方的な説明や論ではなく、楽しみながら体験を通して学ぶ授業でした。」

並木茂夫「生徒指導健康教育に生かすライフスキル教育」日本教育新聞 2010年6月21日より⁴⁾

ライフスキル教育で用いられる指導方法は多様であり、ブレインストーミング、ワールドカフェ、ロールプレイングなどがある。多様な指導方法を用いることは、様々な子どもたちが活躍する機会を増やすことになる。例えばロールプレイングには消極的である子どもたちも、ブレインストーミングには積極的に参加する傾向にある。

3. セルフエスティームの形成

セルフエスティーム（以下SE）は、自尊心や自尊感情と呼ばれる。SEは、喫煙、飲酒、薬物乱用⁵⁾、性に関わる問題行動等⁶⁾の危険行動と関連し、一般的に、SE

が低いと危険行動をとりやすい傾向にある。SE形成の方策には様々あるが、川畑は次の3つの感覚を育てることが有効としている⁷⁾。

表1 セルフエスティーム形成に関わる感覚⁷⁾

- ・個性の感覚：自分には自分らしい特質があると感じている。
- ・有能性の感覚：自分にはなすべきことをなす能力があると感じている。
- ・結合性（絆）の感覚：自分にとって重要な人や場所の関係に満足している。

SE形成のための学習例を紹介すると、個性の感覚を育てるには、例えば、自分の個性について考えたり、クラスメートと相互に特徴（好きな教科と苦手な教科、同様に、食べ物、居場所等）を挙げたりすること、自分の特徴をコラージュで表現すること、自分の宝物を持参し紹介することなどがある。有能性の感覚に関する活動については「良いところ見付け」がある。結合性の感覚については、良い友達の要素を様々挙げることで、さらにそれらの良い友達の要素のうち自分がどれを満たしているか確かめること、特定のクラスメートの良い（素晴らしい、元気づける、的確であるなど肯定的な）行為や発言などを、3日程度密かに観察し具体的に記録して（要は事実を把握すること）、最終日にそれらを含むメッセージを考え相手に伝えること（「秘密の友達」と称される活動）などが挙げられる。

4. 安全に関連するライフスキル： 意思決定、コミュニケーション

安全では、ライフスキルのうち、意思決定、コミュニケーション（誘いへの対処を含む）、ストレス対処、基盤としての自尊心の形成などのスキルが重要である。そのうち、意思決定について述べる。

リスクに関わる意思決定の場面は様々である。誘われる事柄としては、例えば、工事現場や高所などの危険な場所での遊び、急坂を自転車でする遊び、自転車の二人乗り、夜間家を抜け出すこと、放置自転車の乗り捨て、車やバイクの無免許運転、イベント（夜のライブ、クラブでの遊び等）などがある。このような場合、適切な意思決定と自分の考えを伝えるコミュニケーションが求められる。

ところで、意思決定とは、問題状況において幾つかの選択肢の中から最善と思われるものを選択する能力である。問題を明確にし、解決のための選択肢を挙げ、各選択肢の結果を予測し、最善と思われる選択肢を決定して実行し、評価する一連のスキルである。表2には、小学校高学年～中学生程度が学習する意思決定の行い方（意思決定のステップ）を示す⁶⁾。

ステップ1では、意思決定を行う課題を明らかにする。課題は自明の場合もあるが、複数の課題が含まれて

いたり、他人と共に決めるべき課題であったりして、複雑なことも稀ではない。ステップ2では、課題に対する選択肢を幅広く挙げる。情動が影響したり課題が困難であったりする場合には、子どもは特定の選択肢しか挙げられないことがある。ここでは選択肢を拡げて、対処の可能性を高める。さらに、各選択肢を実行した場合の結果を予想する。結果については、良い結果と悪い結果の両方を考える。例えば、落胆していると悪い結果ばかりが、過度に楽観していると良い結果ばかりが予想されるように、予想が偏るためである。ステップ3では、選択肢の実行可能性、予想される結果、及び自分の価値観や態度などから、選択肢を決めて実行する。ただし、「実行する」ことは幅広く捉える必要があり、よく考えた上でいずれの選択肢も実行しないことも含む。

以上の学習内容は学年段階に応じて変えていく。上の学年段階では、例えば、ステップの一つとして「情報を集めて整理する」ことを加えたり、意思決定では、自分に関わる結果だけでなく周囲に及ぼす結果、さらには、短期的な結果に加え中・長期的な結果を予測したりするなど、より高度な予測を行う。

表2 意思決定のステップ

ステップ1	赤信号 (Stop) : 「何について決めなければならないのか」を明らかにする
ステップ2	黄色信号 (Think) : 選択肢とそれぞれの予想される結果について考える <ul style="list-style-type: none"> ・ 選択肢を様々挙げる ・ 選択肢を実行した場合の結果 (良い結果, 悪い結果の両方) を予想する
ステップ3	青信号 (Go) : 自分に一番良いと思う事を決定し, 実行する

意思決定のステップの理解やそれを用いた意思決定場面でのシミュレーションの演習は、意思決定スキル形成の中心的活動である。しかしながら、学習効果を高めるためには、演習の前後に別の内容の学習が必要となる。前後を含め、スキル形成の過程を示す (表3)⁷⁾。過程は極めてオーソドックスであり、以下の通りである。

- ①意思決定の内容, 行う場面, 有効性等を確認する
- ②意思決定の行い方を理解する
- ③意思決定が必要な場面で意思決定のシミュレーションを行う
- ④学習した意思決定スキルを日常生活で適用し振り返る

過程を示すと無味乾燥に思われるかもしれないが、参加型学習により展開するため、子どもたちは興味をもって積極的に取り組む。例えば、「意思決定の行い方の理解」では、入学時の部活動の選択など自分たちがよく考えて決めたことを振り返り、どのようなことを考えたか挙げてみたりする。また、選択肢、予想される結果、最

終的に選んだ選択肢やその理由などは各自が考えた後小グループで意見交換する。

なお、安全に関わる意思決定には、熟慮型の意思決定能力に加え、経験や直感を活かした危険予測の能力も必要である。危険予測は安全教育において様々のリスクについて学習されるが、ここでは省略する。

表3 能力 (スキル) を形成する過程 : 意思決定の場合

- ① 意思決定について確認する :
 - ・ 意思決定とはどのようなことか
 - ・ 意思決定は、どのような事について行われるか
 - ・ 意思決定は、誰でも行うこと、よく行われていること、いろいろな行い方があること
 - ・ 意思決定は、有効であること、大切であること など
- ② 意思決定の行い方を理解する :
 - ・ 意思決定はどのように行うのか
 - ・ 実際の状況や課題に対して、どのように意思決定しているのか
- ③ 意思決定を模擬的に行ってみる (意思決定スキルを使ってみる) :
 - ・ 小グループに分かれて、簡単な事例について、選択肢を挙げたり、結果を予想したりして、模擬的に意思決定し、意思決定の仕方などについて意見交換する。
 - ・ より難しい事例について、同様に、模擬的に意思決定を行い、意見交換する。
 - ・ 各グループの発表、クラス全体での模擬的な意思決定等を行い、意見交換する。
- ④ 日常生活で意思決定を行い、振り返る :
 - ・ 学習後、日常生活等において意思決定を実際に行い、意思決定の行い方や結果などを振り返る。

5. 有効であるが万能ではない

ライフスキル教育は、基本的な知識を習得するオーソドックスな安全教育や健康教育を否定するものではない。むしろ安全教育等で習得された知識を活用できる。例えば、事故や犯罪被害の起こりやすい場所や状況に関する知識は、帰り道や帰り方の選択に活用できる。また、マスメディアの影響を批判的に見る場合や仲間からの圧力に適切に対処する場合にも、事故やその発生原因、対応策等に関する知識を活用できる。

ライフスキルの課題や留意点の把握も必要である。教育は個人の資質や能力に期待するが、個人責任を過度に求めることは避けたい。また、教育と環境整備を対立的に捉えるのではなく、両者に関連づけること、例えば教育では、社会的資源の活用能力を高めたり、環境改善の必要や有効性を認識したりする視点も欠かせない。さらには、教育の機能や可能性をさらに明確にするためには、教育のプロセス評価や結果評価を重ねる必要がある。

文 献

- 1) Christoffel T, Gallagher SS. Injury prevention and

- public health. Second Edition. Sudbury, Jones and Bartlett Publishers, 2006, 167-192.
- 2) Weichold, K. Prevention against substance misuse: Life Skills and Positive Youth Development. In Silbereisen RK. Lerner RM. (Eds.): Approaches to Positive Youth Development. London, SAGE, 2007, 293-310.
 - 3) WHO, WHOライフスキル教育プログラム, 川畑徹朗他 (訳), 大修館書店, 1997
 - 4) 並木茂夫. 埼玉県川口市におけるライフスキル教育の実践 (2) 生徒指導健康教育に生かすライフスキル教育. 日本教育新聞 2010年6月21日.
 - 5) 川畑徹朗, 西岡伸紀, 石川哲也, 他. 青少年のセルフエスティームと喫煙, 飲酒, 薬物乱用行動との関係. 学校保健研究. 46: 612-627, 2005.
 - 6) 川畑徹朗, 石川哲也, 勝野真吾, 他. 中・高校生の性行動の実態とその関連要因-セルフエスティームを含む心理社会的要因に焦点を当てて-. 学校保健研究. 49: 335-347, 2007.
 - 7) JKYB研究会. JKYBライフスキル教育プログラム中学生用レベル1. 京都, 東山書房, 2005.
 - 8) 西岡伸紀. 危険行動防止および積極的健康のための包括的生徒指導マニュアルの開発 ~ライフスキル教育の実践を通じた理論的基盤の再構築と実践の集約~. 兵庫教育. 2016年3月号. 781: 24-27, 2016.

自然災害から尊い命を守る — 減災への努力 —

後藤 健介
大阪教育大学

Saving the Precious Lives from Natural Disaster — Effort on Natural Disaster Reduction —

Kensuke Goto
Osaka Kyoiku University

キーワード：自然災害、教訓、知識の蓄積、減災

Key words: Natural Disaster, Precept, Knowledge Accumulation, Natural Disaster Reduction

I. はじめに

南海トラフ地震発生に備え、地震に対する防災・減災の重要性がさらに高まっている。災害が発生した際に被害を出さないようにする「防災」に加えて、被害を最小限に抑えることを目的とする「減災」の理念の重要性が認識されるようになったのは、1995年に発生した阪神大震災以降であるが、2011年に発生した東日本大震災によって、さらにその重要性が高まった。減災は、阪神大震災や東日本大震災などの激甚災害においては、被害が出るのは避けられないものの、その被害を最小限に抑える、即ち、一人でも多くの尊い命を救うことが重要であるという考え方であり、そのためには、災害発生前にいかに事前対策を講じ、被害が出た際にはどのように行動すべきか、心の準備をしておくことが肝要で、危機意識を平常時から高めておき、災害に対する正しい知識を蓄積しておくことと並行して、避難訓練などによって経験値を高めておかなければならない。

これらの知識と経験は、過去の災害から教訓として学び、共有・継承されなければならないが、最近発生している自然災害では、これらの教訓が十分に活かされていないようである。本論では、今後発生が懸念される巨大地震を念頭に置きながら、自然災害から尊い命を救うために、どのような減災の努力をし、減災力を高めていくべきか、具体的に過去の災害を振り返りながら論じてみる。

II. 過去の災害から学ぶ

我が国は災害大国であるがゆえに、多くの災害経験則というものを持っている。災害が発生するたびに種々の課題が浮き彫りになり、その都度、その課題に対する対応策が講じられてきた。しかしながら、最近の自然災害、特に巨大地震災害においては、過去の災害から学ぶべき教訓が忘れ去られ、あるいは「慣れ」によって自然



写真1 津波被災後の大川小学校

災害という危機に対する感性が鈍ってしまい、十分に教訓が活かされずに、尊い命が失われることが多い。

東日本大震災においては、世界でも津波被害を多く経験してきた我が国で、津波からの逃げ遅れによって、未曾有の被害が出てしまった。石巻市立大川小学校(写真1参照)においては、全校児童108名のうち74名が死亡・行方不明、学校にいた教員11人中10人も犠牲になってしまった。この惨事においては、生還者が非常に少なく、当時何が起こったのか明確にされていないことも多いため、この惨事についての検証は今回行わないが、この悲しい出来事を繰り返さないためには、我々はこの惨事の舞台となった、災害時に避難所となる学校において被災直後に注意すべきことを見直し、それを教訓としなければならない。

まず、避難所となった学校においては、避難してきた地域住民も児童・生徒と同じくグラウンドに集まること考えられるが、特に巨大地震発生直後は、後述するように誰もパニック状態に陥る場合が多いため、現場は大変混乱してしまうことが考えられる。学校では、各教

職員が災害発生時にどのような行動を取るのか、役割分担を常日頃からの危機管理の一環として決めているが、パニック状況下においては、児童・生徒や地域住民は勿論、教職員も冷静な判断ができない状況に陥っていることが予想される。このような場合、状況判断をし、次の行動に移るまでに平常時に比べて時間を要してしまう、あるいは行動に移せない場合が多くなるわけであるが、被災直後、特に津波が来るかどうか、または余震が起こるかどうか分からない一刻一秒を争うような状況下においては、このタイムロスには命取りになってしまう。

このような混乱に陥っている現場においては、具体的な指示を出すことが重要であり、状況に応じた役割分担を徹底、もしくは決めなおし、何を行うのか指示を出すことが必要となる。例えば、「○○先生は避難住民の整理をして、○○先生は今から避難する避難所の様子を確認、○○先生は児童・生徒を落ち着かせる・・・」など、誰が何をするのか、明確に指示を出すのである。これは、AEDの訓練時においても、よく行われることで、具体的に指示を出すことで、少しでも早く行動に移せるようにし、可能な限り、混乱によるタイムロスをなくすことに繋げる。

また、学校以外に避難する必要がある場合は、常日頃から避難所を明確に決めておき、被災後はすぐにその避難所の状況把握（安全かどうか）をし、避難を開始することが大切である。加えて、もし避難を想定していた避難所が被災をし、避難所として使えない場合のことも考え、避難所の候補は数か所準備しておき、訓練時には、それらの候補すべての避難所までの道のり、避難にかかる時間を予め調べておくことも必要である。災害発生時における「想定外」をなくし、タイムロスを可能な限り少なくするためには、二重、三重の備えをすることも考えておかなければならない。

Ⅲ. 地域の環境把握

今現在、最も懸念されている巨大地震として、南海ト

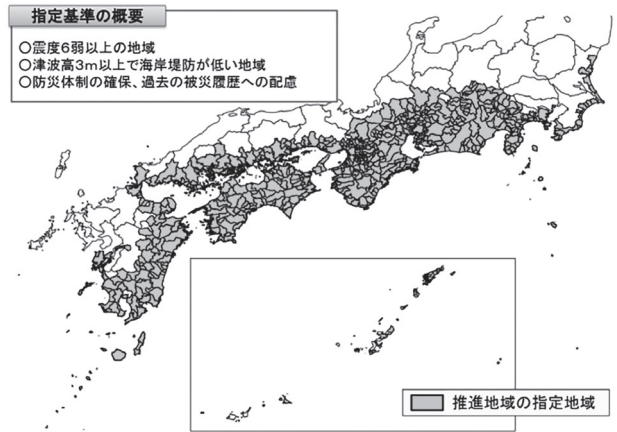


図1 南海トラフ地震防災対策推進地域¹⁾

ラフ地震がある。南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数cm割合で沈み込んでいる場所で、この地域では約100~200年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震（M8クラス）が繰り返し発生してきた。前回発生した昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年）から既に70年近くが経過しており、これらのそれぞれの地震がさらに前の安政東海地震（1854年）及び安政南海地震（1854年）から90年後、92年後に発生していることから鑑みると、次の大地震はいつ起きてもおかしくない状況であることが分かる。

この南海トラフ地震では、図1に示すように、国は震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い、防災体制の確保・過去の被災履歴への配慮、の3つの基準から、南海トラフ地震防災対策推進地域を、平成26年3月28日現在で計1都2府26県707市町村に及ぶ広範囲に指定している²⁾。これらの地域は勿論、津波被害が考えられる地域では、その地域環境がどのようになっているのか、どこが標高が高い場所であるのか、そこまでの避難にどれだけの時間を必要とするのか、などを把握しておかなければならず、そのためには地形などの地域環境の特性



(a) 津波前（2010年4月4日観測）



(b) 津波後（2011年4月6日観測）

図2 標高による津波被害の違い（Google Earthによる比較）

を調べ、訓練などによって、多くの住民が一斉に避難する状況では、避難にどれだけの時間がかかるのかを検討しておくことも必要となる。特に、学校においては、子供の足でどれだけ避難に時間がかかるのか、地域住民と一緒に訓練を行い、調べておくことが重要となる。

東日本大震災においては、図2のように、海拔高度が約18m程度異なる地域で、津波被害に大きな差が生じた例も見られ、いかに地域特性を把握しておき、災害時の効果的な避難経路を考えておくことが重要かが分かる。

IV. 知識の蓄積

1) 災害時の心の状態

災害時において、冷静な判断の下、効果的な避難を行うようにできるためには、経験則は勿論のこと、判断を左右するための正しい知識の蓄積も重要となる。前述したように、災害直後の心の状態は平常時と異なる様々な状態に陥ることが知られており、「正常性バイアス」や「失見当（失見当識）」は特に注意が必要な心の状態である。正常性バイアスは、危険が迫っていても「自分は大丈夫」と思う意図の心の動きで、災害時などで避難を遅らせる危険な要因となる^{3), 4)}。群集心理として働く心の状態で、危機に対する感性を鈍らせてしまう一因である。また、失見当とは、地震などの大きな災害時のいわゆる「心理パニック」状態のことで、被災直後の身の回りの大きな環境変化による精神的ショックにより、自分がどのような状況下にあるのか客観的な判断や行動ができなくなる状態のことを言い、災害発生から10時間ほど、誰にでも起こり得る⁵⁾。

これらの状態から抜け出すことは容易なことではないが、とにかく気持ちを落ち着かせること、そしてこのような心の動きがあることを予め知っておき、今自分がそのような状態であるかもしれない、ということ認識することで状況を軽減させることができる。そして、これらの状態に陥った人々は次の行動に移すことができないため、先に述べたように、できるだけ具体的な指示を出してあげることで、より安全な場所に避難させることができるようになる。九死に一生を得るかかどうかは、経験は勿論、これらの知識の蓄積も効果的に影響を及ぼすのである。

2) マインドの変化

災害が発生すると、被災地とは関係がない場所にいる人は、それらの光景をテレビなどを通して目にするようになるが、大変なことが生じていることは理解するものの、自分たちは大丈夫だという心の動きで、異なる世界を見ているような意識で被災地の光景を眺めている場合が多い。しかしながら、起こった災害から教訓を得るためには、被災地で生じていることを他人事ではなく、自分たちがその場所にいるような、自分たちの身近で発生しているような感覚で意識する、すなわち「わがこと意識」として災害における危機を感じることで、危機意識

を高め、減災に繋がっていく。

このマインドを変化させるためには、常に危機管理における危機意識の向上に心がけ、防災・減災に関する情報を共有し、実際に災害が発生した際には、被災地の人々のことを想い、悲しみなどの感情も共有することが重要となる。教訓は他人事の意識では得ることは難しく、わがこと意識で災害を感じるが必要となる。

V. 平成28年熊本地震にみる教訓

震度7の地震が2度観測された平成28年4月に発生した熊本地震は、その揺れの大きさ、そして度重なる余震によって、2016年12月6日現在で、人的被害として死者154名（警察が検視により確認している死者数50名で、そのほかは地震による関連死）、重傷者1,045名、軽傷者1,537名（熊本県内）、住家被害として全壊8,355棟、半壊32,145棟、一部破損137,798棟（熊本県内）など甚大な被害となった⁶⁾。この熊本地震の著者らの現地調査の結果から、普段、防災学習等ではあまり扱われることがない、地震時における教訓をいくつか述べてみる。

一つ目は、地震時における倒壊ブロック塀の危険性についてである。今回の熊本地震においては、全壊家屋が多かったのが特徴であったが、現地調査ではブロック塀の倒壊も目立った（写真2参照）。実際、倒壊ブロック塀によって20代の男性一人が命を落とした。倒壊ブロック塀は、避難、支援・救援、復旧、交通の妨げになるばかりではなく、標準的なブロック塀は一つ当たり平均して7kg~10kgあることから鑑みると、通行中の人を死傷させる可能性が高い。また、倒壊していないブロック塀も、いま崩れていなくても、余震で倒壊する可能性があり、特に毎日同じ通学路を通る子供たちは、被害に巻き込まれる危険性がある。

この地震時における倒壊ブロック塀の危険性は、宮城県沖地震（1978年6月12日、M7.4）の際に、死者28人中、ブロック塀の倒壊による死者が18人となり、全死者数の64%がブロック塀倒壊によるもので、特に子供や高齢者などの被害が多かったことから、注目されることとなった⁷⁾。その後、望月らによる調査⁸⁾など地震時におけるブロック塀の調査は一部で行われたものの、まだ全国でこの危険性の実態把握調査はあまり実施されておらず、ブロック塀の危険性についての実態把握はごく一部の市町村に限られている。

宮城県沖地震のほかにも、1964年6月16日に発生した新潟地震（M7.5）においては死亡者28人のうち3人が、1968年5月16日に発生した十勝沖地震（M7.9）においては死亡者48人のうち4人が⁷⁾、2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震（M7.0）においても高齢者1人が石塀・ブロック塀の倒壊により命を落としたが、残念ながらブロック塀の危険性に関する調査はあまり実施されておらず、2011年の東日本大震災によって再びその危険性について叫ばれるようになった。このことは、結局、宮



写真2 倒壊したブロック塀

城県沖地震におけるブロック塀の危険性に関する教訓が、今日まで十分に活かされていないことを示している。

また、著者らは、長崎県において、約10年前（2006年）と東日本大震災後（2016年）の2回、非倒壊ブロック塀の危険性に関する調査を実施した。その結果、前回の2006年の調査においては倒壊危険性が高いブロック塀は全体の42%、東日本大震災後の調査では38%であり、依然として危険、あるいは注意が必要なブロック塀が多いことが明らかとなった⁹⁾。これは、住民に地震時におけるブロック塀の危険性が十分に周知されておらず、今後、この問題について発信し、十分に周知させていくことが必要であることが分かる。

二つ目は建物倒壊の危険性である。今回の熊本地震では全壊家屋が多かったことについては先に述べたとおりであるが、現地調査を何度か行う中で、本震後には全壊していなかった建物も、その後の度重なる余震によって、倒壊した家屋を目にすることもあった。このように、倒壊していない家屋でも、余震等で倒壊の恐れがある建物が地震発生期間には多く見受けられる。通常、地震発生後の建物の危険診断によって、倒壊危険性がある建物は立ち入り禁止となるが、地震発生直後の診断調査が行われる前の段階では、倒壊の危険性を知らずに、好奇心で近くまで行ってしまふ子供などがいる可能性も考えなければならない。建物倒壊の目安の一つに、建物の「せん断破壊」の跡がある。この破壊跡が見受けられる建物は非常に危険であるが、一般にはその危険性について知る人は少ない。せん断破壊跡は外見上判断しやすいため（写真3参照、せん断破壊が起こるとバツ印が壁面に入る）、このことについても、さらに周知させていく必要があり、防災教育において、子供たちにその危険性について教えておくべきと考えられる。

最後に、アスベストの危険性である。熊本地震のように全壊家屋が多く見られる被災地では、家屋や建物の部材等がむき出しになっているものが多く、特に古い家



写真3 せん断跡が見られる建物

屋・建物では、まだアスベスト（石綿）が含まれる部材も多く残っていると考えられる。アスベストはその微細な構造から、一度吸い込むと痰などと一緒に体外に排出されにくく、石綿肺、中皮腫、肺がんなどの病気を発生させ、命をも奪ってしまうことがあるが、1995年の阪神・淡路大震災時に問題化したものの、最近の地震災害に関する防災・減災教育において、このことが取り上げられることは稀である。

VI. おわりに

東日本大震災、そして熊本地震の発生、そしていつ起こってもおかしくない南海トラフ地震と、今日、防災・減災の重要性が取り上げられている状況が続いているが、過去の災害の教訓は十分に活かされていないのが現状である。教訓は、活かされて初めて教訓となる。教訓を活かすためには、過去の災害の課題を見つめなおし、継承していかなければならない。防災・減災の重要性が叫ばれているが、これらの努力は、教訓の上に成り立ち、今回述べさせていただいた、知識の蓄積も教訓から導き出されたものばかりである。

我が国は災害大国であり、多くの災害を経験してきたわけであるが、それゆえに、災害に対する「慣れ」による危機意識の鈍化も、最近の災害においては見られるようである。危機意識の鈍化は、過去の災害の教訓をも風化させてしまうものであることから、今まで行われてきた防災・減災教育や啓発活動を継続しつつ、もっと被災地からの声に耳を傾け、専門家による研究成果のさらなる社会還元が行われるような、防災・減災教育や啓発活動の場と機会を増やすことが肝要である。減災は弛まなく継続されていく努力によってもたらされるものである。今回、当学会の学術大会で、自然災害に関するお話を、学会員だけではなく、市民、学生にもお話しできたことに感謝しつつ、このような機会が増えれば、と願いを込めながらここで筆を置くこととする。

引用文献

- 1) 内閣府. http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_chizu.pdf. (2017年2月1日に利用)
- 2) 内閣府. 南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村一覧. 2014.
- 3) Aguirre BE. Emergency evacuations, panic, and social psychology. *Psychiatry* 2005, 68, 121-129, 2005.
- 4) Haim Omer, Nahman Alon. The continuity principle: A unified approach to disaster and trauma. *American Journal of Community Psychology*. 22(2) : 273-287, 1994.
- 5) 木村玲欧, 友安航太, 他. 被災者調査による東日本大震災から3年目の復興進捗状況―復興の停滞感と住宅再建における迷い―. 地域安全学会論文集, 24, 233-243, 2014.
- 6) 消防庁応急対策室. 熊本県熊本地方を震源とする地震 (第89報). 2016.
- 7) 呂恒儉, 宮野道雄. 地震時の人的被害内訳に関するやや詳細な検討. 大阪市立大学生活科学部紀要. 41 : 67-80, 1993.
- 8) 望月利男, 宮野道雄ほか. 仙台市におけるブロック塀の調査報告―1978年宮城県沖地震によるその被害と地形の関係並びに残存塀との比較―. 総合都市研究. 11 : 39-46, 1980.
- 9) 後藤健介, 後藤恵之輔. ブロック塀の地震時における倒壊危険性に関する実態把握調査. 自然災害研究協議会西部地区部会報・研究論文集. 41, 53-56, 2017.

市民協働による生活安全活力の再生と魅力あるまちづくり ～“セーフコミュニティ”で「安心」「安全」「元気」なまちを！～

倉持 隆雄

厚木市セーフコミュニティ総合指導員

Revitalization of Life Safety and Vitality by Citizen Collaboration ～Peace, Safety and Fine by “Safe community”～

Takao Kuramochi

Atsugi City Safe Community General Instructor

1 はじめに

厚木市は、近年の少子・高齢化の急激な進展、都市環境の変化、市民の価値観やニーズの多様化、地域コミュニティにおける絆の希薄化など、市民の生活基盤や環境条件の変化により、自殺や交通事故、子どもの安全を脅かす事案などの「事件事故の予防」、事件等に巻き込まれる不安などの「体感治安不安感の改善」、「コミュニティの絆の再生」を早急に解決する必要がある。

これらの課題を同時に解決する手法として、厚木市はセーフコミュニティの導入を決定し、平成20（2008）年1月に取組宣言、同年4月から本格的な取組を開始、平成22（2010）年6月に現地審査を経て、同年11月19日に日本で3番目、世界で223番目のセーフコミュニティ国際認証を取得した。

2 認証に至る背景

厚木市（※1・図-1）の玄関口である小田急小田原線本厚木駅（写真-1）の1日の乗降人員は14万人を超え〔平成17（2005）年度〕、街中に平日でも様々な人が集まり、人の流れが絶えることがない。

昼夜間人口比率は114.9%〔平成22（2010）年国勢調査〕とかなり高く、近隣市町村と比較しても若者が多く、活気に溢れた個性豊かな都市である。

しかし、このような活気ある都市、そして都市化の発展の反面、コミュニティ活動の減少による犯罪抑止機能の低下を招いていた。

（※1） 厚木市は平成29（2017）年1月1日現在、人口は225,524人、世帯数は96,890世帯、面積は93.84 km²である。

神奈川県中央に位置し、市街地は、相模川、中津川、小鮎川の三川合流点の右岸で、市街地を東西に横切る小田急電鉄を利用すると、新宿まで約50分、横浜までは小田急電鉄及び相模鉄道を利用すると約40分の距離にある。

また、東名高速道路をはじめ国道129号、246号、412号、小田原厚木道路、さがみ縦貫道路等が整備され交通の要衝としての地理的条件にも恵まれている。

（出典：平成27（2015）年度版統計あつぎ）

平成8（1996年）年まで、3千件台を推移していた刑法犯認知件数（図-2）は、平成9（1997）年頃から増加をはじめ平成13（2001）年に7,163件と過去最高を記録した。

本厚木駅周辺では、放置自転車、落書きやピンクチラシ、違法看板、そして空き店舗が目立ち、乗り物盗や空き巣、ひったくりなどの窃盗犯が多発していた。

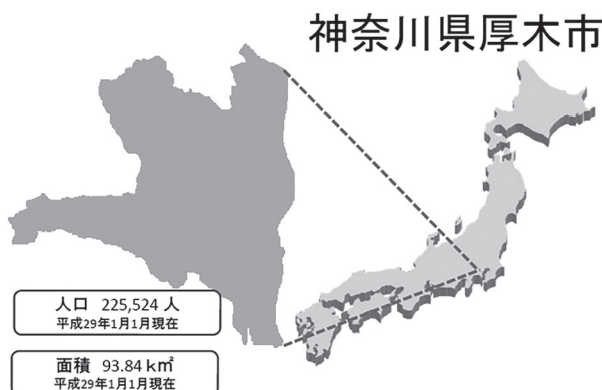
この頃、多くの市民から治安に対する要望が数多く寄せられ、安全なまちづくりや犯罪を許さない環境の整備など、犯罪の発生そのものを抑止するための総合的な取組が求められていた。

3 安心・安全なまちづくりのはじまり （第1期 平成14（2002）年度～平成18（2006）年度）

厚木市が本格的に安心・安全なまちづくりを開始したのは平成14（2002）年である。

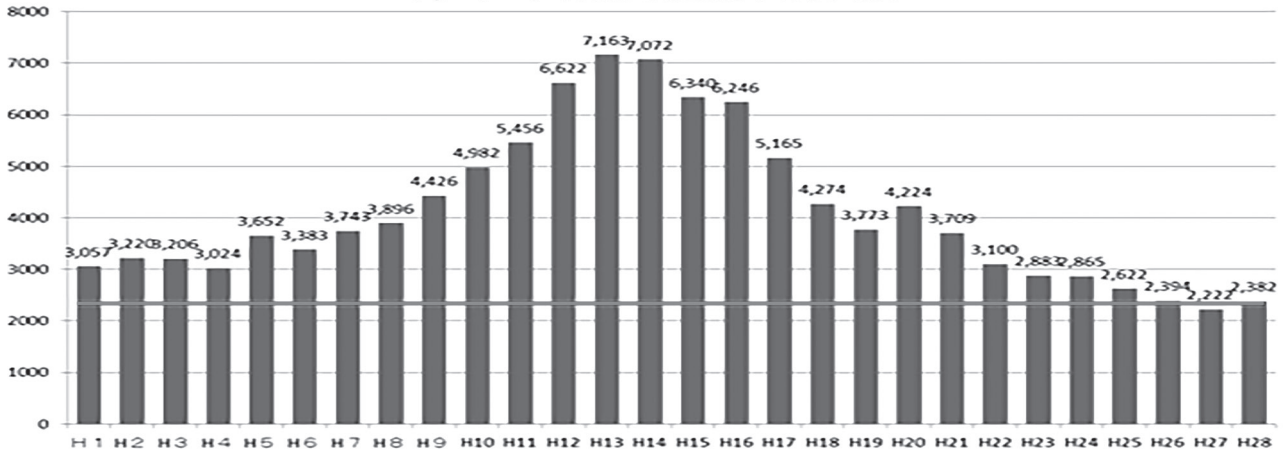
この年には、4月に暴力団抗争事件（10人死傷）、5月に主婦殺人事件、6月に本厚木駅前広場にて暴走族約100人による乱闘事件、7月から10月にかけて7件の連続不審火、おやじ狩りと呼ばれる強盗事件が年間52件発生するなど凶悪犯罪が多発していた。

この頃、犯罪を抑止する環境づくりなど安心・安全なまちづくりを本格的に実施している市町村は全国的にも



【図-1 厚木市】

厚木市刑法犯認知件数



【図-2 厚木市刑法犯認知件数①】

少なく、前例もほとんどなかった。

そこで市民が感じる不安感や安心感を把握するため、アンケート調査を実施。その結果65%以上が「人通りの少ない、暗い夜道」に不安を感じていることが判明した。この結果を踏まえ、特に見通しの悪い箇所や危険と思われる箇所に設置してある既存の防犯灯を、照度の高い蛍光灯に順次交換するなどの改善を図った。

また、青色回転灯を搭載した「市民安全パトロール車(写真-2)」による市内巡回パトロールや、小・中学校や地域安全活動の拠点などを重点パトロールするなど犯罪に対する抑止力を高め、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めた。

このほか、警察や市民から提供された情報をファックスで地区市民センター(公民館)や小・中学校に伝達するほか、電子メールを使い、収集した情報を事前に登録した方へ伝達する「ケータイSOSネット」の運用を開始した。

さらに、コミュニティの活性化と防犯意識の高揚を図るため「セーフティベスト着用運動(※2・写真-3)」を開始するとともに「愛の目運動(※3・写真-3)」などの地域安全活動を積極的に支援した。

地域では、「地域の課題は地域で解決する」ことを目指して、地区市民センターを中心に「地域安心安全なまち会議」が市内15個所に設置された。

(※2) セーフティベスト着用運動は、子どもの登下校時の安全確保活動等を促進して、犯罪抑止力を高めるものであり、「愛の目運動」への支援を図るため独自のベストを作成し配布している。

(※3) 愛の目運動は、子どもたちの登下校時に「あいさつ運動」や「セーフティベスト着用運動」を推進することで、子どもと地域住民とのコミュニケーションを深め、子どもたちの登下校時の安全確保を促進する運動である。

活気にあふれる本厚木駅前



◆ 本厚木駅 乗降人員 143,426人
※ 関東大手私鉄 乗降人員 関東順位1位(ターミナル駅を除く)

【写真-1 本厚木駅構内】



【写真-2 市民安全パトロール車】



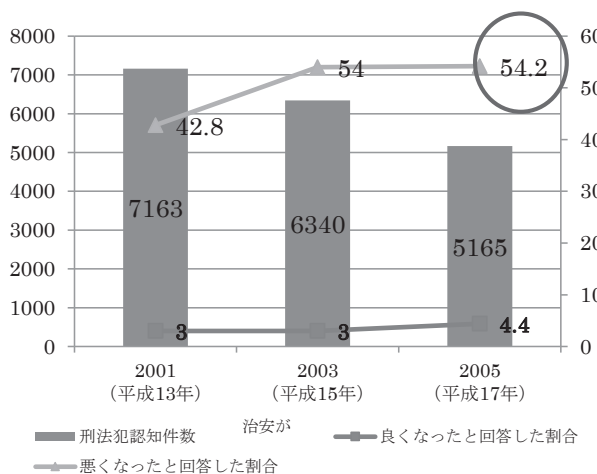
【写真-3 セーフティベスト着用運動による愛の目運動】

4 本厚木駅周辺の安全と魅力づくりにチャレンジ (第2期 平成19(2007)年度～平成20(2008)年度)

(1) 犯罪は減っても、体感治安は悪化

事件事故の予防対策（第1期）の効果もあり刑法犯認知件数は平成17（2005）年には5,165件と平成13（2001）年ピーク時と比べ1,998件（27.9%）減少した。

しかし、犯罪は減少傾向にあるにもかかわらず、平成17（2005）年度に実施した体感治安改善の目安となる市民意識調査では、5年前と比べ悪くなったと回答した方が54.2%と、平成13（2001）年度と比べ11.4ポイント増加した。（図-3）



【図-3 刑法犯認知件数と体感治安との関係①】

(2) 大都市を追われた違法な性風俗店等はどこへ行く

その頃、本厚木駅から50分程度で行ける新宿歌舞伎町（※4）や、横浜伊勢佐木町（※5）、20分程度で行けるJR町田駅周辺（※6）の繁華街では、迷惑・違法行為の撲滅を強力に推進していた。

大都市における繁華街対策との因果関係は不明であるが、本厚木駅周辺では、違法な性風俗店やその客引き、

ピンクチラシの配布、風俗店への勧誘・斡旋をするカラス族と呼ばれる客引き、違法駐車などの迷惑行為が急激に増加し、一部の来街者からは「ミニ歌舞伎町」と呼ばれていた。

（※4） 新宿歌舞伎町では、平成16（2004）年に「歌舞伎町対策推進会議」を立ち上げ、平成17（2005）年には「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」を発足するなど、繁華街対策を強力に推進した。

（※5） 横浜市伊勢佐木町では、平成15（2003）年に「長者町・福富町等地域環境浄化特別対策推進委員会」を結成、平成17（2005）年には神奈川県警が「歓楽街総合対策パイパイ作戦推進本部」を設置、平成18（2006）年「関内・関外地区歓楽街再生総合対策推進委員会」を設置するなど、違法風俗追放運動を強力に進めていた。

（※6） JR町田駅付近では、平成10（1998）年に「神奈川県警による違法風俗第1次集中取締り」、平成12（2000）年には「JR町田駅南口を明るく犯罪のない街にする連絡調整会議」を設置。平成12（2000）年から平成15（2003）年まで「街頭啓発活動」を強力に実施した結果、平成15（2003）年12月には、違法風俗はほぼ全店閉店となった。

(3) まちのマイナスイメージを排除！

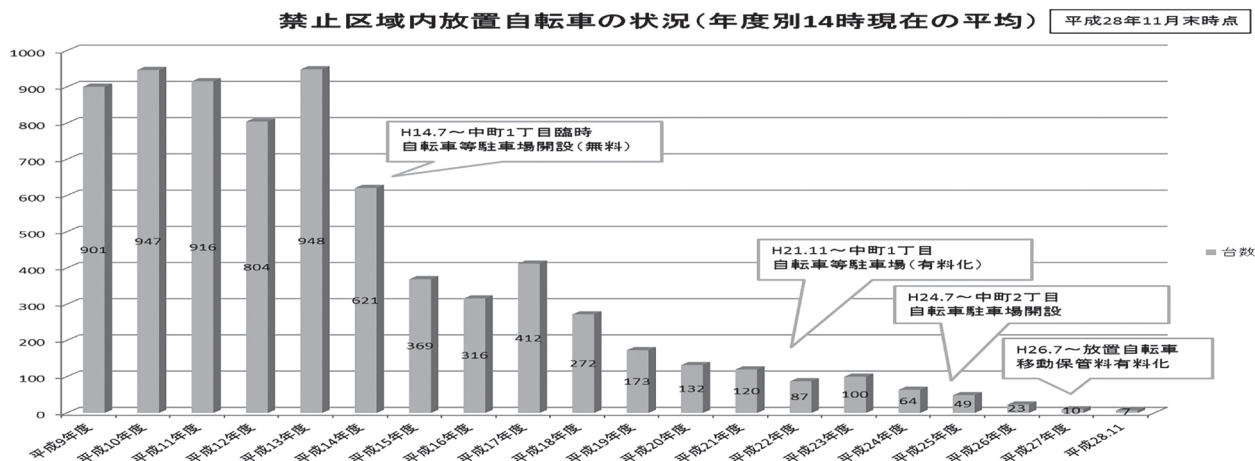
何が体感治安を低下させているのかを調査した結果、若者のたむろ、ピンクチラシの配布や掲示、客引き、違法駐車、落書き、ごみの散乱、放置自転車（写真-4・図-4）などの「迷惑行為」や、「街の暗がり」などが来街者に「無秩序」と感じさせ、街の魅力を低下させていた。

そこで、まちのマイナスイメージ（「怖い」「危ない」「汚い」）を排除し、街の魅力づくり（プラスイメージの創出）を同時に推進する必要があった。

そのため、連携協働の場として、繁華街の空き店舗を利用した「セーフティステーション番屋（※7・写真-5）」と「にぎわい処（※8・写真-5）」を平成19（2007）年7月13日に同一施設内にオープンさせた。



【写真-4 放置自転車対策】



【図-4 禁止区域内(※9) 放置自転車の状況(※10)】

(※7) セーフティステーション番屋は、本厚木駅周辺環境浄化対策協議会などによる地域安全活動の拠点。いわゆる民間交番である。本厚木駅周辺環境浄化対策協議会は、地元自治会や商店会など21団体で組織され、繁華街の体感治安の向上を目指す組織である。

(平成18(2006)年4月26日発足)

(※8) にぎわい処は、市街地の空き店舗や商業設の情報の収集・提供の場、市街地にぎわい懇話会など、にぎわい創出活動を支援する場である。(平成19(2007)年7月13日開設、平成26(2014)年3月31日閉鎖)市街地にぎわい懇話会は中心市街地のにぎわい創出に向け、事業者や学校関係者など約40人で組織されている。

(平成19(2007)年7月24日発足)

(※9) 禁止区域とは、厚木市自転車の放置防止に関する条例(昭和59(1984)年6月26日条例第15号)に基づき本厚木駅周辺の公共の場に自転車が放置されることを禁止している区域をいう。

(※10) 図-4は、禁止区域内の放置自転車の多い20箇所を指定し、毎日午後2時に指定した20箇所に放置されている自転車を1年間調査した1日当たりの平均値である。

(4) 街の魅力づくり

市街地にぎわい懇話会ではにぎわい創出に向け「小江戸あつぎ」「芸術文化」「食文化発信」の三つを軸に「一



【写真-5 「セーフティステーション番屋」と「にぎわい処」】

日中厚木で過ごせる街」を目指した。

第3回B-1 グランプリ久留米大会 [平成20(2008)年11月1~2日開催] おいて優勝した「厚木のシロコロホルモン(写真-6)」もここから発信されたのである。

5 世界基準の安心・安全なまちづくり 「セーフコミュニティ」

(1) 体感治安不安感の改善

平成14(2002)年度から第1期「事件事故の予防対策」、平成19(2007)年度から第2期「繁華街環境浄化対策」などを推進してきた結果、平成19(2007)年刑法犯認知件数(図-2)3,773件と平成13(2001)年と比較して3,390件(47.3%)減少した。

体感治安改善の目安となる市民意識調査では、平成19(2007)年には「良くなった」が9.5% [平成17(2005)年比較プラス5.1ポイント]、「悪くなった」が36.4% [平成17(2005)年比較マイナス17.8ポイント]と改善された。

しかしながら、依然体感治安不安感の高いポイントを維持していた。(図-5)

(2) セーフコミュニティ国際認証への挑戦

平成19(2007)年に開催された「京都セーフコミュニ

「厚木シロコロ・ホルモン」
B級ご当地グルメの祭典 第3回B-1グランプリ優勝



【写真-6 厚木名物「シロコロホルモン」】

《体感治安不安感の経年変化》

【質問事項】犯罪や非行の防止について比較

(単位:%)

調査年 項目	2001 平成13 年	2003 平成15 年	2005 平成17 年	2007 平成19 年	2009 平成21 年	2011 平成23 年	2013 平成25 年	2015 平成27 年
良くなった	3.0	3.0	4.4	9.5	10.8	13.7	13.1	15.1
変わらない	39.6	30.4	32.8	40.7	48.8	51.1	56.1	57.4
悪くなった	42.8	54.0	54.2	36.4	27.2	21.2	15.9	10.4
無回答	14.6	12.6	8.6	13.4	13.2	14.0	14.9	17.0

良くなった**5.6P**増加 悪くなった**26.0P**減少

【SC取組明【2007(平成19)年】との比較】₅₅

【図-5 厚木市における市民意識調査(体感治安)の経年変化】

ティシンポジウム」に厚木市が参加したのをきっかけとして、セーフコミュニティに関する調査研究を開始した。

これまで、防犯や防災、交通安全、高齢者対策など個々に対策を講じていたが、セーフコミュニティにおいては組織を超えた横断的な連携により、コミュニティの安全活力と信頼と絆の強化を図り、市民の安全意識の高揚と事件事故の予防や環境改善を推進するなど、厚木市の安心・安全に対する考え方が一変した。

平成20(2008)年1月小林常良厚木市長がセーフコミュニティ認証取得を目指すことを宣言し、同年4月には新たに担当課を設け認証取得に向けての挑戦がスタートした。

国内における先進事例は平成20(2008)年3月に国内で初めて認証を取得した京都府亀岡市、すでに厚木市より先行して取組を進めている青森県十和田市の2例しかなく、新たな取組は未知の世界であり、認証に向けてのハードルの高い戦いが始まった。

(3) セーフコミュニティとは

平成20(2008)年に「安心・安全意識調査(図-6)を実施した結果、「生活面での協力がある」と回答した方は、自分の住んでいる地域が安心安全と思っている方が多い(57.4%)。「ほとんど付き合いがない」と答えた方は、自分の住んでいる地域が安心・安全と思っている方は少ない(31.9%)という結果になった。(図-6)

安心・安全意識調査(平成20(2008)年8月実施)の結果から、近所付き合いが濃い地域や、コミュニティ活動の活発な地域は安心・安全度が高くなる。すなわち、人と人とのつながりが体感治安と関係あることが判明し

近所つきあいと安心・安全度	安心・安全度
生活面での協力がある。	57.4%
世間話や立ち話がある。	51.2%
あいさつ程度がある。	42.4%
ほとんど付き合いがない	31.9%

【図-6 近所つきあいと安心・安全度の関係】

た。

セーフコミュニティとは事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、全ての市民が安心して安全に暮らせることができるようまちづくりを進めるものである。

これは、WHO(世界保健機関)が「世界中の人を健康に」という取組を進める中で、日々の生活において「安全」が健康に大きな影響を与えることに着目したのが始まりである。

近年、人と人とのつながりが希薄化し、人々の不安と孤独化が増大するというコミュニティ環境の中で、交通事故、幼児のけが、子どもへの声かけ事案、自転車事故、高齢者の転倒、自殺、あるいは街頭犯罪の増加など様々な危険や不安が身の回りに多発している。

これらの生活安全を脅かす危険や不安を取り除き、市民一人一人の生活安全充実感の向上を実現するためには、コミュニティの全ての安全関係者が情報を共有し、協働して解決する必要がある。

これを世界基準の手法(セーフコミュニティ推進協働センターが設けている7つの指標に基づく取組)によって、問題解決を図ろうとする画期的な取組である。(図-7)

WHOセーフコミュニティ推進協働センターは、7つの国際的な指標を設定しており、コミュニティが、セーフコミュニティとして認証されるためには、これらの指標を満たさなくてはならない。

セーフコミュニティとは、以下のものを有する。

- 1 (コミュニティ内部に)分野横断的な組織によって運営される協働と連携に基づいた安全向上のしくみ
- 2 両性、全年齢・環境・状況をカバーし長期的・持続的なプログラム
- 3 ハイリスクの集団や環境を対象とするとともに、弱者の安全向上のためのプログラム
- 4 あらゆる入手可能な「根拠(エビデンス)」に基づいたプログラム
- 5 傷害の頻度と原因を記録するプログラム
- 6 プログラムの内容・過程および変化によってもたらされた効果を評価する手法
- 7 国内外のセーフコミュニティネットワークへの継続的な参加

【図-7 セーフコミュニティ認証指標】

(4) 具体的な安全対策

「セーフコミュニティ」は、その新しい発想と科学的な手法によって、市民生活の身近な事件事故の危険について予知・予測し、全ての安全関係者が客観的なデータを共有し、協働して問題の解決を図ることができる。

具体的には、事件・事故を防ぐための地域の課題が、年齢、環境、発生場所ごとに明らかになれば、その対策や状況に対し、個別的・具体的な対策を講ずることができる。

厚木市における傷病又は外因による死亡原因を調査したところ、自殺がトップで特に20歳から60歳代までに多いことが判明した。(図-8)

また、交通事故件数及び負傷者数では、交通事故は減

少しているにもかかわらず、高齢者の事故件数は増加している。(図-9)

このような分析結果をもとに①「20歳から60歳代男性の自殺」②「高齢者の交通事故」③「若年層の自転車事故」④「小・中学生女子に対する不審者発生事案」⑤「高齢者の転倒」をハイリスクグループとして設定した。

また、これらのハイリスクに対処するため「暴力・自殺の予防対策委員会」「交通安全対策委員会」「体感治安と公共の場における安全対策委員会」「高齢者の安全対策委員会」「子どもの安全対策委員会」「自転車生活の安全対策委員会」「職場(労働)の安全対策委員会」「家庭と余暇の安全対策委員会」の8つの対策委員会を設けた。

(5) 主な対策委員会の取組

ア 体感治安と公共の場における安全対策委員会

市民協働による「事件事故の予防」、体感治安改善のための「環境浄化対策」、そして科学の目(※11)による「セーフコミュニティ活動」を展開してきた結果、刑法犯認知件数は、平成13(2001)年と28(2016)年を比較すると66.7%減少、セーフコミュニティを開始した平成20(2008)年と比較しても43.6%減少している。(図-10)

また、体感治安改善の目安になる市民意識調査でも、平成27(2015)年には、「悪くなった」が平成17(2005)

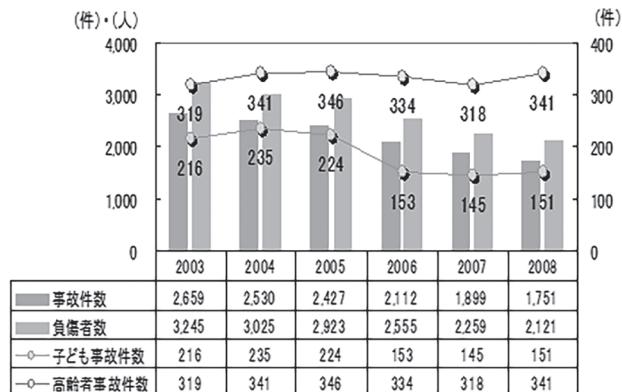
出典:人口動態統計

年齢層	1位	2位	3位	4位	5位
0～9歳	その他の外因(5人)	交通事故/不慮の墜落/電撃(各2人)			その他の不慮の事故(1人)
10～19歳	交通事故(7人)	自殺(4人)	不慮の溺死及び溺水(3人)	その他の外因(1人)	-
20～29歳	自殺(27人)	交通事故(10人)	その他の外因(7人)	電撃(2人)	転倒・転落/不慮の溺死及び溺水(各1人)
30～39歳	自殺(48人)	その他の外因(8人)	交通事故(5人)	不慮の溺死及び溺水/不慮の墜落/電撃(各1人)	不慮の溺死及び溺水/不慮の墜落/電撃(各1人)
40～49歳	自殺(38人)	交通事故(10人)	その他の外因(5人)	不慮の溺死及び溺水/電撃(各2人)	電撃(2人)
50～59歳	自殺(81人)	交通事故(13人)	転倒・転落/その他の外因(各9人)	その他の外因(9人)	不慮の溺死及び溺水/不慮の墜落(各5人)
60～69歳	自殺(41人)	その他の外因(12人)	転倒・転落(9人)	交通事故(8人)	不慮の溺死及び溺水(7人)
70～79歳	不慮の溺死及び溺水/その他の外因(各13人)	交通事故(12人)	交通事故(12人)	交通事故(12人)	不慮の墜落/自殺(各10人)
80歳以上	転倒・転落/不慮の墜落(各18人)	自殺(9人)	自殺(9人)	交通事故/その他の外因(各8人)	交通事故/その他の外因(各8人)

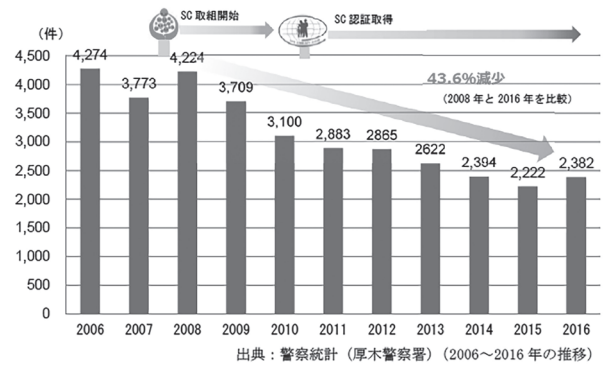
外的要因による死亡において各年代で自殺が上位を占める

【図-8 厚木市における傷病又は外因による死亡上位5位 (2002～2006年合計)

出典:警察統計を基に本市にて数値算出



【図-9 厚木市における交通事故件数及び負傷者数の比較】



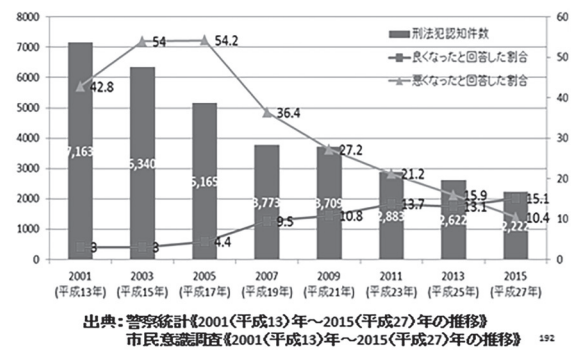
【図-10 厚木市刑法犯認知件数②】

年と比較して43.8ポイント減少、「良くなった」が10.7ポイント増加している。(図-5・11)

特に、窃盗犯では、過去最高を記録した平成13(2001)年と平成28(2016)年を比較すると、空き巣(80.6%減)、事務所荒し(91.5%減)、自動車盗(89.7%減)、オートバイ盗(83.7%減)、車上狙い(91.6%減)、部品狙い(80.7%減)、自動販売機荒し(90.4%減)、ひったくり(89.0%減)となり(図-12)、窃盗犯全体でも平成13(2001)年の6,340件が平成28(2016)年には1,899件と70%減少している。

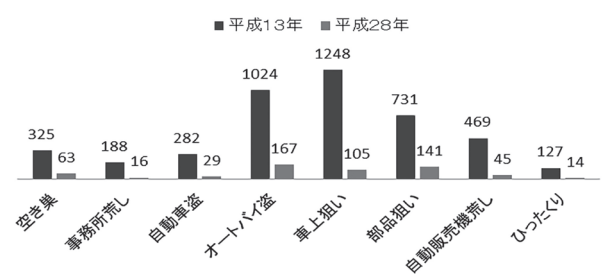
(※11) 科学の目による対策とは、S + P D C Aサイクルによる対策などをいう。(S = 現状把握、P = 計画、D = 実行、C = 評価、A = 改善)

刑法犯認知件数と体感治安不安感の関係



【図-11 刑法犯認知件数と体感治安との関係②】

主な窃盗犯(厚木市)



【図-12 主な窃盗犯(平成13年・平成28年比較)】

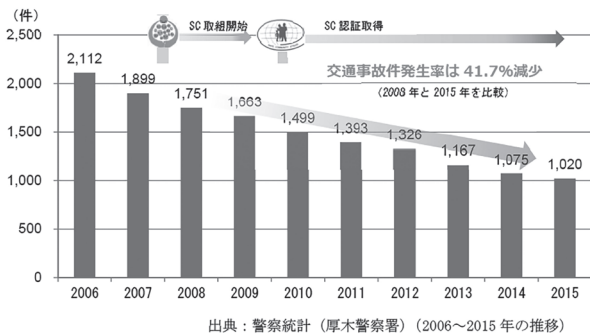
イ その他の対策委員会

「交通安全対策委員会」では、市民安全指導員（※12）等が講師になり、高齢者対象の交通安全教室を実施。

また、これまで行ってきた交通安全教室に加え、路線バス事業者との協働により開催するバスから見た高齢者の危険行為等について学ぶ教室を開催したほか、交差点の改良や交通危険個所の補修などを市に要望した。

平成27（2015）年交通事故件数は1,020件、セーフコミュニティ活動を開始した平成20（2008）年と比較すると41.7%減少している。（図-13）

（※12） 市民安全指導員は、警察官OBを非常勤特別職として委嘱し、青色回転灯搭載車によるパトロールや、啓発活動、防犯・交通安全教室の開催など各種安心・安全活動を実施する。



【図-13 厚木市における交通事故件数の推移】

「自転車生活の安全対策委員会」では、高等学校にチラシ及び啓発物品を配布し、自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナー向上を呼び掛けたほか、路線バス事業者からドライブレコーダーの提供を受け、講話型のキャンペーンも並行して実施。また、自転車走行環境の整備を市に要望するとともに、自転車用ヘルメット着用運動などを推進した。

平成27（2015）年の自転車事故件数は223件、セーフコミュニティ活動開始した平成20（2008）年と比較すると45.3%減少している。（図-14）

「子どもの安全対策委員会」では、子どもの事故やけがの減少に向けて、危険予知トレーニング（※13）を広く展開するなど、子どもの危険予知力の向上を図っている。

また、登下校時の子どもを見守る「愛の目運動」の推進なども実施した。

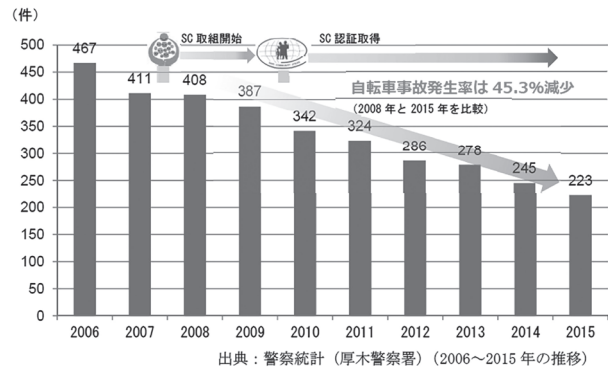
「暴力・自殺の予防対策委員会」では、相談窓口の充実を図るとともに、街頭キャンペーンや自殺対策研修会などを実施した。

市民を対象に実施したアンケート調査結果によれば、平成26（2014）年の外傷人数は22,584人、平成23年と比較して2,312人（9.3%減）減少した。

このような結果から総合的に評価すると、セーフコミュニティの取組みの成果が着実に表れてきていると考

える。

（※13） 危険予知トレーニング（KYT）は、日常の生活や活動の際にどのような危険が潜んでいるかをイラストの中から発見し学ぶことにより、子どもたちの危険を回避する力を養うもの。



【図-14 厚木市における自転車事故件数の推移】

ウ 対策委員会の見直し

平成27（2015）年の再認証後、対策委員会の見直しを実施した。

その中で「家庭と余暇の安全対策委員会」は「高齢者の安全対策委員会」や「子どもの安全対策委員会」と重複することが多いことから廃止し、東日本大震災を踏まえ、新たに防災対策の重要性から「防災対策委員会」を設けた。

また、「暴力・自殺の予防対策委員会」を「自殺の予防対策委員会」に変更した。

（6）セーフコミュニティネットワーク

現在、セーフコミュニティ認証を取得している都市は、世界で29か国、373都市〔平成28（2016）年10月現在〕である。

国内では、①京都府亀岡市〔平成20（2008）年3月認証・平成25（2013）年2月再認証（※14）・世界で132番目〕 ②青森県十和田市〔平成21（2009）年8月認証・平成27（2015）年2月再認証・世界で159番目〕 ③神奈川県厚木市〔平成22（2010）年11月認証・平成27（2015）年11月再認証・世界で223番目〕 ④長野県箕輪町〔平成24（2012）年5月認証・世界で274番目〕 ⑤東京都豊島区〔平成24（2012）年11月・世界で296番目〕 ⑥長野県小諸市〔平成24（2012）年12月・世界で297番目〕 ⑦神奈川県横浜市栄区〔平成25（2013）年10月・世界で319番目〕 ⑧大阪府松原市〔平成25（2013）年11月・世界で323番目〕 ⑨福岡県久留米市〔平成25（2013）年12月・世界で329番目〕 ⑩埼玉県北本市〔平成27（2015）年2月・世界で347番目〕 ⑪埼玉県秩父市〔平成27（2015）年11月・世界で363番目〕 ⑫鹿児島県鹿児島市〔平成28（2016）年1月・世界で366番目〕 ⑬滋賀県甲賀市〔平成28（2016）年2月・世界で372番目〕 ⑭大阪府泉大津

市〔平成28（2016）年10月・世界で373番目〕の14都市が認証されている。

また、現在認証を目指している都市は、⑮福島県郡山市、⑯埼玉県さいたま市となっている。

今後は、セーフコミュニティに取り組む都市をネットワークで結び、これらの地域と連携・協働して安心して安全に暮らせる社会を構築するとともに、新たに取り組む都市への情報提供など、セーフコミュニティを国内外へ広めるための連携強化を図っていくことが大切であると考えます。

（※14） 「認証は、5年ごとに更新される。再認証の条件は、最初の認証と同じである。」（国際セーフコミュニティネットワークメンバーになるためのガイドライン）

6 おわりに

セーフコミュニティは、事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、全ての市民が安心して安全に暮らせることができるまちづくりを進めるものである。

本市の活動を通じて、一見、安心・安全なまちづくりに関係なさそうな「あいさつ運動（※15）」や「花いっぱい運動」、そして「お祭り」や「運動会」などのコミュニティ活動が、人と人をつなぎ、地域の絆や信頼感の再生、そして地域の安心・安全感に大きな影響を与えていることを感じた。

そこに住んでいる人の意識と行動に変化が現れることにより安全力が高まり、コミュニティの信頼と絆が生まれ、事件・事故を生まないまちに変わりうると思う。

そんな夢のある「人と社会」を変革するプログラムが「セーフコミュニティ」なのである。

（※15） あいさつ運動は、隣近所とのつながりが希薄になってする中。ちょっと「あいさつ」を交わすだけで親しみが沸きコミュニティ（地域社会）の中に連帯感が生まれ、人と人との“つながり”が深まることなどから地域で「あいさつ」を広める運動である。

《プロフィール》

厚木市セーフコミュニティ総合指導員

倉持 隆雄



昭和54（1979）年厚木市役所に入庁。

平成7（1995）年1月に発生した阪神淡路大震災直後、総務部防災対策室へ配属となり、「厚木市地域防災計画」の見直しを担当。

平成14（2002）年（国内の刑法犯認知件数がピーク時）安心安全都市市民生活課市民安全担当へ配属。その後、生活安全課長、セーフコミュニティ担当次長、地域力創造担当部長、危機管理部長等、防災、防犯、地域コミュニティ、交通安全、消費生活などの分野を歴任し、安心安全及び危機管理部門のエキスペートとして多大に貢献。

特に、安心安全の大きな柱の施策としてWHOが推奨する「セーフコミュニティ」に着眼し、平成22（2010）年11月に日本で3番目の認証取得に尽力するなど、庁内外から高い評価を得ている。

平成26（2014）年3月厚木市役所を退職。退職後は、総務省地域力創造アドバイザー、日本市民安全学会副会長、厚木市セーフコミュニティ総合指導員、セーフコミュニティ・シニア（上席）サポーターなど、安心・安全分野で活躍中。

◆所属団体・役職等

・厚木市セーフコミュニティ総合指導員・総務省地域力創造アドバイザー・日本市民安全学会副会長・セーフコミュニティ・シニア（上席）サポーター（一般社団法人日本セーフコミュニティ推進機構公認）・セーフタイプロモーションスクール推進員（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター日本セーフタイプロモーションスクール協議会認定）・日本セーフタイプロモーション学会理事・警察政策学会会員・コミュニティカウンセラー（一般社団法人コミュニティ・カウンセラー・ネットワーク（CCN）認定）・一般社団法人コミュニティカウンセラーネットワーク理事・元厚木市危機管理部長

Safe Communityは、日本の安全文化に何をもたらしたのか ～SCの社会実装10年の「気付き」覚書き その2～

石 附 弘

日本セーフティプロモーション学会理事

Awareness of Society Implementation of SC during past 10 years -Part 2-

Hiroshi Ishizuki

Director of Japanese Society of Safety Promotion

前号では、SC10年の自問自答6問の内、第1の『問1 SCは、日本の地域安全文化に何をもたらしたのか？（以下、①～⑤）』の内、①②について述べた。

- ① WHO等国際機関が提唱する『健康（Health）・安全（Safety）・地域（Communities）』の世界戦略的・統合的取組み』の存在とその国際的普遍的価値に対する気付きや学び
- ② 予防安全の考え方・手法に対する気付きや学び（以上、前号）
- ③ 科学的根拠（エビデンス）ある安全対策に対する気付きや学び
- ④ 国際指標（7指標）による「地域の安全の向上」を体系的・組織的・包括的な社会安全システムに対する気付きや学び
- ⑤ コミュニティ主体（オーナーシップ）という考え方・手法に対する気付きや学び（地域の絆の「意味と価値」の再認識、共考、協働の学習と自主的安全創造の意義）

本稿では、問1③「科学的根拠（エビデンス）ある安全対策に対する気付きや学び」について述べることにしたい。

3. SCと科学的根拠（エビデンス）ある安全対策

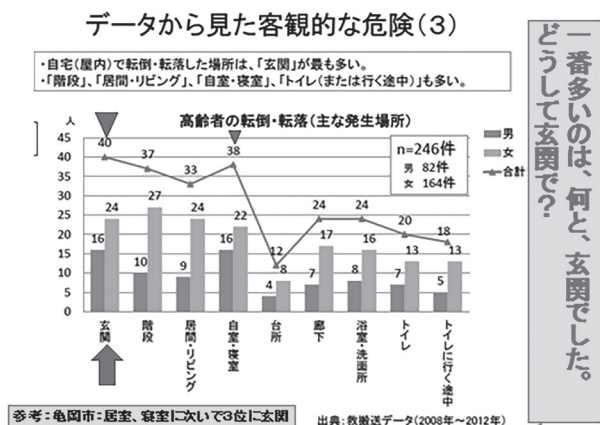
3-1 転倒など生活現場の身近なリスクの実態解明

3-1-1 高齢者の自宅（屋内）の転倒転落事故

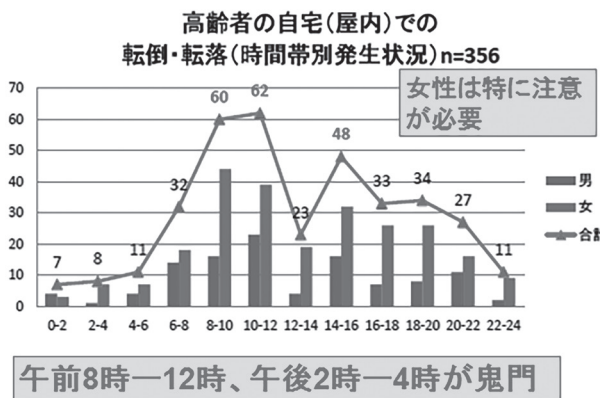
内閣府の生活環境調査（2010年）や亀岡市等の調査では、転倒発生場所は「居室」が最多との報告がなされている。しかし、SC認証都市秩父市の調査（2008年～2012年の救急搬送データ）では「玄関」が最多であり、時間帯では、8時～12時、14時～16時の間に、高齢女性の転倒が顕著に多いことが判明した。農村地帯の旧家には昔ながらの立派な家が多く、玄関の敷居（部屋を仕切るために敷く横木）も高く、足を高く上げて跨がなければ越えられないほど段差がある。

なお、秩父市では、1年以内に転倒したことがある高齢者は22%であり、47%の人が、転倒に対する不安感を

もっていることが、SC活動を通じて明らかにされた。（次の2図は、秩父市作成のスライドに、筆者が市民向け講演用に加工したもの）



一番多いのは、何と、玄関でした。



(注) 段差という目で伝統的日本人家屋を見ると、部屋に入るためには、玄関土間、式台、上がりかまち（框）、地板、敷居、居間へと多くの段差を超えなければならない構造になっている。

スウェーデンから来た国際審査員は、「何故、秩父では、玄関で転倒するのか？」と不思議そうに質問をしたが、靴のまま部屋に入れる欧州の家の構造と違うことを知らなければ、疑問に思うのは当然である。湿気が多い日本では高床式の家、部屋と部屋の仕切りなどが合理的であった。しかし超高齢社会になって、人生50年モデル

から人生80年-90年モデルの新時代では、段差が転倒リスクの原因となってしまった。しかも玄関の床板と敷居の色が共に黒やこげ茶で、照明も暗い。若い時は注意力も運動神経もあり平気で跨げた敷居も、高齢になり視力や脚力が落ちてくると、敷居そのものがリスクになる。このように地域特性によって、また、居住者のライフスタイルの違いによって、あるいは年齢によって、リスクの所在や状況が異なってくる。その特徴点を踏まえた科学的根拠ある安全対策は、SCの真骨頂であろう。

皆、経験はしているが、誰もその実態は知らない（暗黙知）リスクの実像が、データで客観化（形式知）し可視化することで、皆が共通の目標をもって、地域全体でリスク管理が可能となる。コミュニティに内在する地域課題について、市民自らが課題解決のために主体的にどう関わっていくのかの実践的プログラムを提示する場合、データ分析に基づき、これを判りやすく地域全体で情報共有することは、SCの普及のための基礎的手順である。

外傷予防という目的は、一人ひとりの安全意識の変革とともに環境改善、また、地域全体で取り組む地域の絆の強化があって初めて可能となる。

また、研究成果の社会実装には、各レベル、対象ごとに、相手が理解できるよう、専門用語の「翻訳作業」が必要なのである。

コラム

筆者が、高齢者の転倒や骨折問題の重要性について、初めて耳にしたのは、2005年9月、スウェーデンの首都ストックホルムにあるカロリンスカ大学のWHO協働センター Karolinska Institutet WHO Collaborating Centre協働センター長のスヴァンストローム博士（SC生みの親：Leif Svanström M.D., Ph.D.Professor）であった。

「東洋人と違って、西洋人は座高が高く転ぶと骨折しやすい。特に大腿骨頸部骨折は、これが原因で寝たきりなど重大な健康障害を及ぼす。人口10万人あたり、何人が転倒骨折しているかは、その「都市の文明

度」をはかる指標になる。安全教育もあるが、それ以上に、街中の段差など転倒しやすい環境改善が重要である」と。

当時の筆者は、恥ずかしながら「転倒骨折」など全く関心がなかった。まして大腿骨頸部骨折といわれてもどこかわからない。何故、「転倒と都市の文明度」が関係するのか？法学部出身の筆者には、チンパンチンパンであったが、しかし、博士のこの言葉は、何故か耳に残り、その後の「SC」の調査研究のバネになった。

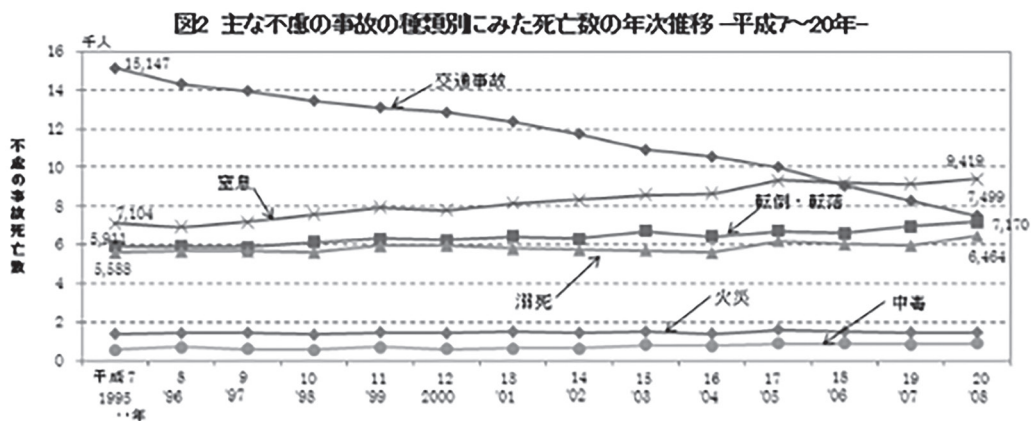
そもそも、筆者が、「SC」という言葉を初めて耳にしたのは、2003年9月、パリの欧州交通大臣会議事務局（ECMT）事務総長 Mr.Jack Shrt氏からであった。「WHOから頼まれて欧州域内の交通死亡事故削減対策のベストプラクティス調査を行ったところ、英国、オランダ、スウェーデンの3か国が特に優れた施策を行っており、そのなかでもスウェーデンの『ビジョンゼロ』と『SC』は、新たな試みとして注目している」とのことであった。

当時、WHOでは、交通事故、暴力、自殺を21世紀の最大課題と位置づけ、これらの課題に対して公衆衛生的アプローチ、特に、科学的根拠に基づく予防安全（被害の未然防止対策、事故防止対策）からの積極的取り組みを行っていたのだが、日本ではほとんど紹介されていなかった。何で、病気や鳥インフルエンザ（感染症）のWHOが、道路安全の調査をするのだろうか。「SC」って何だろうか？

そこで帰国後、「SC」の文献探しや専門家探しを行い、最初に「SC」の手ほどきを受けたのが、当学会副理事長の反町先生であった。

思えば、転倒や骨折問題が「SC」とのお付き合いの始まりであり、もし、あの時、スヴァンストローム博士の一言がなかったら筆者の今はなかった。人生とは面白いものである。

3-1-2 不慮の事故による死因第2位の転倒・転落
因みに、超高齢社会にあって、転倒骨折は、外傷-健



康障害－介護への道への鬼門である。専門家の話では、大腿骨頸部骨折の高齢者の約3人に1人が外出をしなくなり、8人に1人は要介護の状態となっているという。

また、H27の人口動態調査（厚労省）によれば、転倒転落の件数は7992件であり、不慮の事故では窒息に次いで第2位にあり、交通事故より大きくなっている。今やハイリスクの事故として、全国民的な安全対策が求められている。

3-2 データに関心を示す高齢者が、SC導入で誕生

3-2-1 何が問題なのか？ 安全意識と環境改善の狭間

認証NO 2の十和田市で、高齢者の転倒について意識調査を行ったところ、当初、「転倒したのは自分の不注意」が原因という回答が圧倒的に多かったという。

これは、物事が上手くいかなかった場合、日本人の多くが、不幸な結果を招いたのは、自分の注意や努力が不足のためであると考え、傾向性（自己原因責任の『思考的文化特質』）の徴表であろう。この文化特質が、日本社会の伝統的秩序観を形成してきたことは特記されてよいが、予防安全という観点からは、本当に正しい考え方ののだろうか？

例えば、特定の場所で10人が10人、転倒したとしよう。転んだ人の不注意がないわけではないが、問題の本質は『人』よりは『場所』にある。皆が転ぶ原因を解明し、場所の環境改善が正しい事故予防対策である。誰が歩いても転倒するところは、人に対する安全教育（行動変容）では限界があり、そこに行かないこと、行けないようにすること、行く場合には特別の歩き方など特別の対策が必要である。

3-2-2 データによって、環境安全への気付き

そこで十和田市では、SCの勉強会を通じ、統計により場所等のハイリスク箇所などにつき、歩行環境などへの関心を持つように指導した。

こうして、統計やデータの見方や説明を行う過程で、データや統計に最も縁遠かった「高齢者」が、データに関心を寄せるようになった。これに伴い地域のSC活動への関心も高まっていったという。

このようにSCの地域への安全教育には関係者の涙ぐましい努力が必要があった。

【自己原因責任の『思考特質』の問題点】

① 安全教育の限界

② 被害者に過大の負荷

こうした特質は交通事故、犯罪被害等事件事故の被害者の思考パターンと類似している。特に、犯罪被害の場合にこの傾向は顕著で、例えば、オレオレ詐欺の被害者が、『被害に遭ったのは自分が注意しなかったせいだ』との自責の念にかられ、家族や親戚もこれを責め自殺や事件被害をきっかけとして『うつ』になる事案（第2次災害）も発生している。

コラム

韓国の昔話に牛泥棒の話がある。泥棒が捕まった際の言い訳として、『この牛が、待遇の悪い牧場から出してくれと哀願したのでいやいやながら外へ出してやったもので、牛を盗むつもりはなかった』と。

中国を含め多くの国では、結果の責任の所在を他者に求める傾向が強いようだ（他者原因責任の『思考的文化特質』）。

自宅前の路上から自転車を盗んでも、路上に放置されたものだから取っても悪くない。さらに空港、駅等公共空間では、足元に置いた荷物を盗む行為（置き引き）も、管理していない持ち主の方が悪いと。

近年、日本でも『他者原因責任の思考回路』の文化変容が起きており、各所でトラブルが発生している。ネット社会がこの傾向を一層悪化させている。

3-2-3 データと記録化

認証指標5は、「傷害が発生する頻度と原因を継続的に記録する仕組みを持っていること」を、同指標6は、「予防活動の取り組みのプロセス、効果を評価・測定する仕組みを持っていること」をそれぞれ要求している。経験則ではなく社会現象の「科学的管理」である。これには、各種データ解析や疫学的知見が必要となるが、日本ではまだこの考え方が浸透していないようだ。例えば、検証には、正式には、統計学上の「検定」が必要となるが、SC行政関係者にその専門家が不足している。

安全対策の「記録」と「検証」は、人が変わっても、そのコミュニティがどのような道筋で安全の向上を図ってきたかの証人である。台湾のSC視察で、台湾では特に、記録を重視しているとの説明を聞いたが、改めて、その言葉の重みに気付く。

（続く）

世界遺産「軍艦島」の観光と安全・安心対策

後藤 巖 寛¹⁾、後藤 恵之輔²⁾

1) 大阪大学グローバル イニシアティブ・センター

2) 長崎大学名誉教授

Sightseeing of *Gunkanjima* Island, World Heritage, and its Safety Measures for Tourists

Takehiro GOTO¹⁾, Keinosuke GOTOH²⁾

1) Center for Global Initiatives, Osaka University

2) Professor Emeritus of Nagasaki University

抄録

長崎港外の端島（通称・軍艦島）は、ユネスコ世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつである。本論は、この軍艦島の観光の現状と今後を踏まえて、平常時と非常時（地震・津波発生など）の安心対策を論じ、とくに非常時の防災への備えを提言した。

軍艦島の上陸観光は、2009年4月の解禁以来これまで順調な伸びを示しており、世界遺産に登録されてからますます増加の一途をたどって、今後もその数を伸ばすものと予想される。観光客の安全対策として、発航・運航・上陸のための着積、それぞれの可否判断基準が、波高・風速・視程について定められており、防火・防水訓練および非常操作訓練等の安全訓練も行われている。

軍艦島に影響を与える起震断層は橘湾の海底活断層群で、マグニチュード7.2程度の大地震が発生する可能性がある。軍艦島には、この揺れとともに波高0.5m程度の津波が襲うと推定され、揺れに伴う建物・護岸への影響以外にも、津波の影響、およびパニック恐怖がもたらされる。

軍艦島の上陸観光および周回クルージングについては、これら地震・津波の影響を考慮に入れて、軍艦島と海上の双方における防災訓練を実施すること、上陸見学場所を現行の範囲に留めておくこと、上陸見学コースや広場の直近に存在する旧仕上げ工場の耐震補強を行うこと、護岸には多くの亀裂が走っているため早急に修復すべきこと、等を提言した。

キーワード：軍艦島、世界遺産、観光、安全対策、安心対策

受付日：2016年12月7日 再受付日：2017年1月21日 再々受付日：2017年2月14日 受理日2017年2月21日

Abstract

The Hashima Island, so-called *Gunkajima*, locating offshore the Nagasaki Harbor is one of the World Heritage "Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution." In this paper the authors discussed and proposed the safety measures for tourists in *Gunkanjima* on the basis of the present and the future in its sightseeing.

The number of *Gunkanjima* tourists shows a favorable increase trend since the landing permission in April 2009, and is expected considerable increase with the designation as one of the World Heritage. For tourists' safety some regulations are determined on wave height, wind speed and visibility for ship sailing, service and tourists' landing on the island, besides safety training for fire prevention, waterproof and emergency operation of the ship being performed.

The faults potentially affect *Gunkanjima* are active faults groups below the Tachibana Bay bottom, which might cause an earthquake of Magnitude 7.2 with a tsunami of 0.5m in wave height to yield the effect on aged buildings and sea walls of *Gunkanjima* and evoke tourists' panic fears. It follows that disaster prevention practices in the island and on the ship are proposed to be carried out including quake-proof reinforcement of an aged facility built by a tourists' course and restoration work of sea walls with a lot of cracks.

Keywords : *Gunkanjima*, World Heritage, sightseeing, safety measures, tourists' safety

1. はじめに

長崎港外の端島（以下、通称の「軍艦島」と記す）は、ユネスコ世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産のひとつである。その文化的価値は、わが国の近代化と社会経済の発展を支えてきた炭鉱施設跡や護岸遺構、および日本初の高層鉄筋コンクリートアパートを始めとする居住施設跡に見ることができる。

軍艦島の上陸客は、2009年4月の上陸解禁以来、年々増加の一途をたどっており、軍艦島で撮影したヒット映画や廃墟ツアー人気の影響もあって2016年3月で累計75万人を突破した。この上陸客を含めた軍艦島の観光客数は、今後も増加すると予想されるが、乗船・上陸に際しての安全対策はどのようになされているのであろうか。さらに、島の近くには海底活断層群が存在し、地震・津波の発生も懸念される。

本論は、一般的な観光ツアーとは異なる無人島や廃墟への観光が孕む特有のリスクに対する問題の提起とすべく、両特性を有する軍艦島観光の現状を把握したうえで、従来から行われてきた平常時の安全対策の実情と、地震・津波発生の非常時の安心対策を論じるものである。とくに後者に関しては、活断層と地震・津波の発生可能性、その影響ならびにパニック恐怖について論じ、防災訓練等の防災への備えを提言する。

2. 軍艦島の概要

軍艦島¹⁾は、長崎港から約18kmの野母半島（長崎半島）沖合に位置し、東西方向160m、南北方向480m、周囲1.2km、面積0.063km²の人工島で、現在は廃墟の無人島として海上に屹立する。明治初中期に炭鉱開発がなされて以降、炭鉱が盛んになるにつれて、多くの従業員とその家族が生活する木造住宅、のちに高層の鉄筋コンクリート造アパートが林立していった。島の人口は最多時の1960年には5,267人を数え、人口密度は当時東京の約9倍、世界一の人口過密ぶりであった。しかしその後、炭鉱は1974年1月15日に閉山、同年4月20日に島民が全員退去して以来、無人島となっている²⁾。

軍艦島は、2014年10月に国史跡に指定され、2015年7月には「明治日本の産業革命遺産」のひとつとして、ユネスコ世界遺産に登録された。写真1は空撮した現在の島の全景³⁾に、現在の上陸ツアー時の見学広場3箇所を明示したものである。図1は閉山時の高層アパート群および主な炭鉱施設などの配置と、前述の広場を示した。なお、2016年現在の軍艦島の管理者は長崎市である。

3. 軍艦島の観光

(1) 観光客数の推移

軍艦島の観光は、上陸観光と周回クルージングの形で行われる。前者が主であるが、波高・風力など条件が満

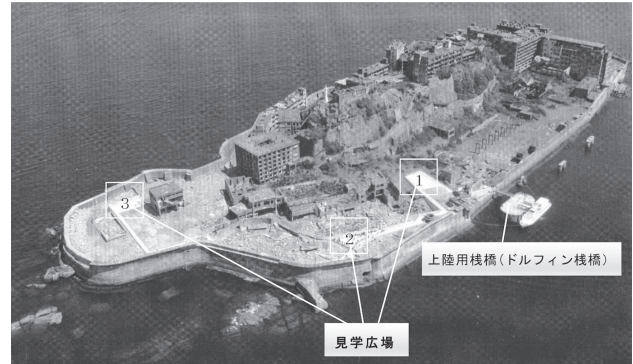


写真1 軍艦島の全景（提供：長崎県世界遺産登録推進課）に一部加筆

たされない場合には上陸できず、後者のみとすることが多い（条件は後述）。周回クルージングは以前より行われているが、上陸観光は2009年4月22日に解禁された。

図2はこの解禁から2016年3月までの7年間の観光客数の推移を示すもので、これまで順調な伸びを示しており、世界遺産に登録されて以降ますます増加の一途をたどっている。一方で、2015年7月には台風により上陸用栈橋（ドルフィン栈橋：写真1・図1）と島との連絡橋が被害を受けたため、例年は上陸者数が毎月1万人前後～2.4万人の推移であるのに対して、当月は約2,700人と大きく減少した。

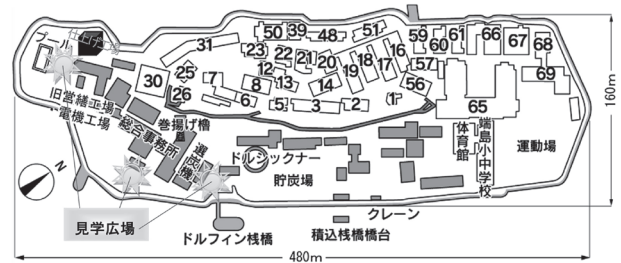


図1 軍艦島の閉山時の施設配置と「上陸ツアー見学広場」

(2) 軍艦島観光の実状

2016年現在、軍艦島観光は、軍艦島ツアー専用の船舶を運航する会社に限定され、完全予約制で実施されている。長崎港から4社、野母半島から1社の計5社体制で運航されている。軍艦島観光の実態を2014年12月に実施されたA社の上陸ツアーを例に挙げて説明する。A社のツアー船は長崎港を母港として、96トン、旅客定員200名で、旅行日程は下記の通りであった。

- ① 長崎港にてツアー乗客の乗船
- ② 約40分後に軍艦島傍の上陸用栈橋（ドルフィン栈橋）に到着
- ③ 上陸用栈橋から連絡橋を渡って軍艦島に上陸（写真2）
- ④ 第1見学広場におけるガイド状況（写真3、この時は元島民が説明）

- ⑤ 第2、第3見学広場での見学後、上陸用栈橋から再び乗船（写真4）
- ⑥ 島を周回クルージング
- ⑦ 長崎港へ帰港、下船

とくに上記③、⑤における上陸観光客の船の乗降時には、船運航会社乗員は安全管理に細心の注意を要するという。

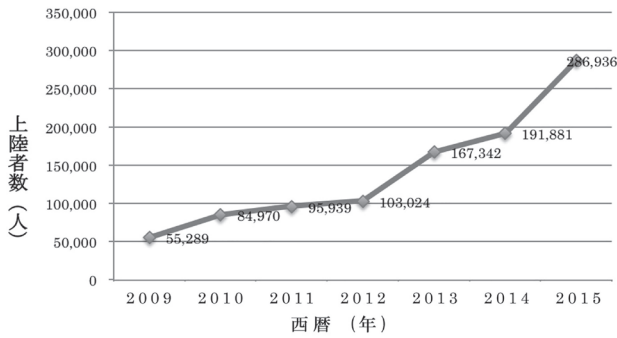


図2 観光客の推移

(3) 今後の観光動向

軍艦島の今後の観光動向について、全国規模で旅行業を展開する事業者に対面式で一問一答式の聞き取り調査を行った。事業者によれば軍艦島観光の現状は、島で撮影したヒット映画や廃墟ツアー人気の影響に加え、世界遺産になったこともあり、とくに週末予約が取れないほど人気があるという。

軍艦島を上陸観光した観光客に対するインタビュー調査では、「島全体の大きさが予想以上」「他ではできない体験」「予想以上の本物感」など高く評価するものが多い。これらの評価は、軍艦島へ繰り返し訪れる「リピーター観光客」を生むことに加え、新たな観光客の獲得に繋がる可能性があり、今後も観光客数の増加が予想される。



写真2 軍艦島への上陸



写真3 上陸ガイドツアー（手前の男性がガイド）



写真4 見学後の乗船



写真5 護岸の亀裂状況（その一例、護岸天端にて撮影）

4. 景観の保全と平常時の安全対策

軍艦島には図1に示す、わが国最古の高層鉄筋コンクリートアパートと言われる30号棟（1916年建設）があるが、この建物はかなり劣化が進んでおり倒壊の危機にある。旧端島小中学校建物も、その下に開いた大穴の存在により倒壊の危機にあるとされ、もしそれらが倒壊すると島の景観が大きく損なわれることになる。世界遺産としての観光価値や景観保全のためだけでなく、観光客や観光従事者にとっても早急に何らかの対応措置を講じ

る必要がある。

1) 船舶運航の安全性と運航基準

軍艦島への上陸・周回観光を行うクルージング船については、船舶自体および操船の安全性と、運航時（島上陸中を含む）および緊急時の安全対策とが求められる。以下に述べる安全性・安全対策は、ツアー運行会社のひとつで長崎港を母港とするB社に對面式で聞き取ってまとめたものである。B社は19トン（旅客定員45名）の小型船と、49トン（同140名）の中型船を持つ。

船舶自体の安全性チェックは、通常の船舶と同じである。操船の安全性は「トライアル」と呼ばれる試験でチェックされ、運航会社が運輸局の許可を得たうえで、長崎市の委嘱を受けた専門家によって確認される。

クルージングの安全を図るため、長崎港内、運航時、および上陸時において国の法律に則った「発航基準」「運航基準」「着棧の可否判断基準」と呼ばれる基準が設定されている。なお、波高、風力、視程の各基準値は表1のとおりである。数値がこれ以上の場合には運行禁止となる。

軍艦島クルーズにおける発航基準は長崎港内、運航基準は伊王島傍（長崎港と軍艦島の中間）、着棧の可否判断基準は上陸棧橋（ドルフィン棧橋、写真1・図1）において、それぞれ適用される。

表1 発航・運航・着棧可否の判断基準

	発航基準 (長崎港内)	運航基準 (伊王島北橋)	着棧可否判断基準 (ドルフィン棧橋)
波高 (m)	1	2 (1)	0.5
風力 (m/s)	15 (10)	15	5
視程 (m)	500 (300)	—	500

註：大型船を対象（括弧内は小型船）。表示数値以上のとき運航停止

2) 着棧時および離棧時と上陸中の安全性

船がドルフィン棧橋に横付けして、上陸客がタラップで棧橋に下りる際、および上陸観光を終え棧橋に横付け中の船に乗る際にも（写真4）、乗員は安全の確保に努めなければならない。船のタラップでは15 cm程度の波の振幅でも危険が生じやすいという。

軍艦島に上陸中は、ガイドとは別に安全誘導係（上陸客20名につき1人）を付けることになっている。ただし上陸客が100名を超える場合には、安全誘導係は6人でよいとされている。また、安全誘導係は全員が救急救命士の資格を有し、島に備え付けのAED（自動体外式除細動器）と船内装備の救急救命具を使って応急手当てをすることが可能である。着棧時および離棧時と上陸中のいずれにおいても常に、乗員・ガイド・安全誘導係と船長は、個人用無線連絡機で相互に連絡を取り合い、客の安全確保に努めている。

3) 安全訓練

安全訓練には、防火訓練、防水訓練および非常操作訓練の3つがある。防火訓練は船内出火を想定してのことだが、防水訓練は、船が座礁して船体に孔が開き、そこから船内に浸水した事故を想定してのものである。非常操作訓練では、操舵に關与する油圧ポンプが故障した場合を想定して行う。いずれの訓練も運輸局により義務付けられている。

5. 活断層と地震・津波

軍艦島に対する自然の猛威は無論、台風による大波や大風、浸水だけではない。島の直下には活断層であるかは不明ながらも数本の断層があるとされ、近郊の橋湾には多くの海底活断層群⁴⁻⁷⁾が存在することも確認されているとおり、地震・津波の脅威も存在する。

1) 活断層と地震・津波の発生可能性

軍艦島に影響を与える起震断層としてもっとも危惧されるのは、軍艦島の東方、野母半島を隔てて橋湾に存在する海底活断層群である。これら活断層群の中には、前回の活動（最新活動）から、その活動間隔と同じ程度の年数が経過している活断層があり、これらの活断層が動くとき、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性があると考えられる。その場合、軍艦島への影響は不可避である。

マグニチュード7.2の地震であれば、高さ1.0m程度の津波が発生し、軍艦島にもその津波が打ち寄せるであろう。ただし、津波が発生する橋湾と軍艦島との間には野母半島があり、津波は野母半島を回り込むことになるので、津波の波高は低くなり0.5m程度と推定される。

2) 地震・津波の影響

地震による揺れが起きると、軍艦島には、①建物への影響、②護岸への影響、③津波の影響、そして、④パニック恐怖がもたらされる。

2-1) 建物への影響

島内の建物は古く、耐震設計がなされていないため、それほど大きな揺れでなくても大半は崩れるだろう。崩れないようにするには相当の耐震補強が必要であるが、耐震補強には莫大な費用を伴うし、そもそも建物自体が古過ぎて耐震補強できない可能性もある。

2-2) 護岸への影響

地震の揺れで直ぐに護岸が大きく損傷することは考えにくいですが、護岸の各所には亀裂状況の一例を写真5に示すように、現時点で既に複数の亀裂が護岸天端などに入っており細心の注意が必要である。

2-3) 津波・大波の影響

護岸は概ね5～10mの高さがあるため、津波や大波に

よる島内部への影響は小さいと考えてよいだろう。問題は船から島へ、あるいは島から船へ移動しようとする際にちょうど津波や大波がくれば、既述のように船のタラップでは平常時に15cm程度の波でさえ危険が生じやすいため、上述した約0.5mの津波には警戒する必要がある。

2-4) パニック恐怖

地震発生時、もっとも危惧されるのは上陸観光客・乗客・ガイド・乗員等のパニック恐怖である。地震時には陸上であってもパニックの発生が心配されることに加えて、軍艦島は周囲が海で、さらに島内も崩壊崩落の危険性がある廃墟であるといった特殊な条件を考慮すると、たとえ地震による揺れが小さくても「逃げ場がない」「どこにも避難できない」との心理から、上陸観光客・ガイドにパニックが発生する可能性が一般条件下よりも高いことが予想される。上陸せずに船上から軍艦島を見物する周回クルージングにおいても、上陸観光客ほどではないにせよ乗客・乗員のパニックは相当に予想され得る。

6. 地震時の安心対策

上述したような地震・津波の影響を考えると、軍艦島の上陸観光および周回クルージングを安全かつ安心して運営・運航するために、次のような地震および津波への備えを提言する。

1) 防災訓練と上陸見学場所の限定

長崎市では、いつ発生するかも知れない地震・津波に対して、軍艦島においても島内と海上の双方において「防災訓練」を実施すべきである。

建物の耐震補強には莫大な費用が掛かり、その実現は難しいため、地震発生に備えて、上陸観光客が廃墟である街中に入らないように、上陸見学場所をこれ以上は拡大すべきでなく、現行の範囲に留めておくべきと考える。

2) 旧仕上げ工場の耐震補強

旧仕上げ工場は、現行の上陸見学コースの最も奥に位置する見学広場近傍に存在（図1・写真6）し避難誘導の難しさからも、上陸観光客の安全確保のために耐震補強を早急に実施すべきである。その際、軍艦島が世界遺産であることを考え「顕著な普遍的価値」が損なわれないように、この建物への補強が表面に見えぬよう留意すべきである。

3) 護岸の亀裂の修復を

島の護岸には写真5に一例を示すような多数の亀裂が走っており、崩壊崩落の危険性がある。軍艦島としての景観を保存するうえでも、地震発生時の津波対策のみならず、台風や大波の襲来に備えた護岸亀裂の改修が急務



写真6 旧仕上げ工場

である。

7. まとめ

「軍艦島」は、炭鉱人工島として日本の近代化に貢献した歴史に対する再評価から2015年にユネスコ世界遺産に登録されたことと、一時は世界一の人口密度を誇るほど繁栄しながらも現在は廃墟の無人島である相反した史実的な魅力から、観光客が年々増加しており、今後も更に増え続けることが予想されている。

本論は一方で、軍艦島観光において、その廃墟であること自体が内在するリスクや無人島というリスクなど、他の一般的な観光地とは異なった特殊性を考慮する必要があると考え、安全対策の現状と課題をまとめ、今後このような特殊リスクの評価や対策を考案するうえで役立つよう提言としたものである。

軍艦島の上陸観光や周回クルージングが今後ますます発展し、より快適で安全なものになるよう、本論がその一助となれば幸いである。

謝 辞

本研究を進めるに当たり、貴重な資料・情報を提供いただいた長崎県庁、長崎市役所、やまさ海運(株)、(株)ユニバーサルワーカーズ、旅行事業者諸氏、さらにはインタビューに快答してくださった観光客の方々に対して深甚の謝意を表す。

引用文献

- 1) 後藤恵之輔, 坂本道徳. 軍艦島の遺産 (長崎新聞社新書). 長崎, 長崎新聞社, 2005年, 1~222.
- 2) 後藤徹寛, 後藤恵之輔. 世界遺産候補「軍艦島」の炭鉱、建物・護岸および島民生活 (概括研究). 福岡工業大学環境科学研究所所報9:95-101, 2015.
- 3) 長崎県世界遺産登録推進課. 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(パンフレット). 長崎, 長崎県, 2015年.

- 4) 岡村真, 千田昇, 小川光明. 雲仙岳西方橘湾の海底活断層群. 日本地質学会学術大会講演要旨99:370. 1992.
- 5) 三納正美, 松岡裕美, 岡村真: 九州中部の橘湾および有明海の完新世海底活断層. 日本地質学会学術大会講演要旨104:408. 1997.
- 6) 長崎県総務部危機管理・消防防災課. 長崎県の活断層－雲仙活断層群の調査. 長崎, 長崎県, 2005年; 8.
- 7) 杉山雄一, 岡村行信, 武田伸勝, 他: 九州中部、島原湾と橘湾における雲仙断層群の音波探査. 産業技術総合研究所地質調査総合センター、活断層・古地震研究報告10:149-194, 2010.

ロゴシンボルマーク選定について

以下の経緯で本学会のロゴシンボルマークを作成いたしました。

2016年10月2日理事会

学会のロゴシンボルマークの選定を進めることとなりました。

2016年10月3日～12日

宇部市三星社に候補となる10作品を作成して頂きました。

2016年12月10日理事会

ロゴシンボルマーク選定委員会設置（辻龍雄委員長、衛藤隆委員、後藤健介委員）

2016年12月26日～2017年1月25日

役員18名により10作品の中から1作品を選んで頂きました。その結果8名の方が下記の作品を選ばれましたので、この作品を本学会のロゴシンボルマークに決定いたしました。その他3名支持3作品、1名支持1作品の状況でした。

<制作意図>

モチーフのハートを擬人化するとともに、下に向くハサミにもデフォルメしました。頭の青丸は、行政・市民・企業など幅広い分野の人達の参画による協働の学会を、右のオレンジラインとで左を向く支援側、左の黒ラインで右に向かいあう市民を表します。暴力等を連想させる黒色のハサミの先と、手を広げ包み込むハートで「事故、暴力及び自殺等を予防する」本学会のコンセプトをシンボライズしました。



平成28年度日本セーフティプロモーション学会理事会報告

第2回理事会

日 時：平成28年10月1日（土） 13：00～

場 所：京都学園大学太秦キャンパスN405教室

出席者：衛藤隆理事長、反町吉秀副理事長、藤田大輔副理事長、石附 弘、稲坂 恵、木村みさか、辻 龍雄、後藤健介

【委任】市川政雄、岡山寧子、倉持隆雄、西岡伸紀、水村容子、渡邊正樹

【欠席】塩澤成弘、新井山洋子、榎本妙子、横田昇平

議 題：1. 第10回学術大会について

2. 第10回総会について

3. 細則修正について

4. 警察政策学会市民生活と地域の安全創造研究部会編『日本のSC・ISS（SP）～SCの自治体導入10周に寄せて（記念集）』の執筆協力依頼について

5. 会員の入退会状況

6. その他

第3回理事会

日 時：平成28年12月10日（土） 11：00～

場 所：京都学園大学太秦キャンパスN304教室

出席者：衛藤隆理事長、反町吉秀副理事長、藤田大輔副理事長、石附 弘、市川政雄、稲坂 恵、岡山寧子、木村みさか、倉持隆雄、辻 龍雄、西岡伸紀、榎本妙子、後藤健介

【委任】塩澤成弘、新井山洋子、渡邊正樹

【欠席】水村容子、横田昇平

議 題：1. 第10回学術大会について

2. 第10回総会について

3. 会則変更について

4. 学会ロゴマークについて

5. 会員の入退会状況

6. その他

平成28年度日本セーフティプロモーション学会第10回総会議事録

日 時：平成28年12月10日（日） 12：45～13：15

場 所：京都学園大学太秦キャンパス

以下、敬称略・順不同

理事長挨拶

議長選出

第10回学術大会長 木村みさか幹事を選出→全会一致で承認

議題1 報告事項

平成28年度の事業について確認
会則第5条一部削除についての報告

議題2 審議事項

1. 平成27年度事業報告および収支報告（衛藤）
 - 1) 第9回学術大会の開催
 - ・反町吉秀会長
 - ・平成27年12月12日（土）・13日（日）
 - ・東京都千代田区（大妻女子大学）
 - 2) 学会誌の発行
 - ・第8巻第1号（2015年10月1日）
 - 3) 後援事業
 - ・日本安全教育学会第16回東京大会
日本安全教育学会第16回東京大会実行委員会（委員長 戸田芳雄）
平成27年10月24日（土）～25日（日） 東京女子体育大学
 - ・厚木市制60周年記念事業・セーフコミュニティ再認証記念 市民安心・安全フェスタ2015 in あつぎ（第12回 日本市民安全学会 厚木大会）
神奈川県厚木市（市長 小林常良）
平成27年11月14日（土） 厚木市文化会館
 - ・第14回学校危機メンタルサポートセンターフォーラム
大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター（センター長 藤田大輔）
平成28年3月4日（金） 学校危機メンタルサポートセンター
 - 4) ホームページによる情報提供
 - ・学会ホームページ（<http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/>）による情報提供・発信
 - 5) その他
 - ・会計報告（反町）
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの報告
 - ・監査報告（榎本）
 - 適正であることを認める
 - ・平成27年度事業報告、会計報告、監査報告を拍手にて承認
2. 平成29年度事業計画（案）および収支予算（案）（衛藤）
 - 1) 第11回学術大会の開催について
 - 2) 学会誌の発行
 - ・第10巻第1号・第2号
 - 3) 収支予算計画について（反町）
3. その他（衛藤）

閉会

（文責：JssP事務局）

日本セーフティプロモーション学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本セーフティプロモーション学会 (Japanese Society of Safety Promotion) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、別途理事会の定めるところに置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、事故、暴力及び自殺等を予防するセーフティプロモーションに関する学術研究・活動支援等を行い、市民の安全・安心に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する学術研究、調査及び研究者と実践者の交流活動
- (2) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する普及、啓発活動
- (3) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する支援・協力活動
- (4) 国内外の関係機関、団体及び学会・研究会との交流、研修、連携活動
- (5) セーフコミュニティ認証に向けた活動
- (6) 学会誌及びその他の刊行物の発行
- (7) 学術大会及び講演会等の開催
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は以下のとおりとし、個人正会員と団体正会員をもって正会員とする。

- (1) 個人正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 団体正会員 本会の目的に賛同する団体
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同する個人で、大学 (大学院、短期大学含む)、専門学校などに在籍する者
- (4) 名誉会員 本会の目的達成のため顕著な功績があった者で、総会において推薦された者
- (5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に賛助する個人及び団体
- (6) 特別会員 本会の活動に特別の知見を有する内外の有識者

(入会及び会費)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 正会員が団体である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者として、その権利を行使する者 (以下「正会員代表者」という。) を定めて本会に届け出なければならない。

3 会員は、細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び特別会員はこれを免除する。

4 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会費を2ヶ年以上滞納したときは、退会届の有無に関わらず、自動的に退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を著しく毀損し、または本会の目的に反する行為を行ったときは、理事会の決議により除名することができる。

第4章 役員及び評議員

(役員)

第10条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 15名以上25名以内（理事長1名、副理事長2名を含む）
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は正会員の中から別に定める規則による選挙を経て、総会の承認により選任する。

- 2 理事長は別に定める規則により、理事を選任することができる。
- 3 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務)

第12条 理事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 理事長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会則又は総会の議に基づき、本会を運営する。
- (4) 理事は、総務、財務、広報、国際交流等を所掌する。
 - 2 理事は、理事会において第4条に定める事項を審議表決する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計の監査をすること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会へ報告する。
 - 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(役員任期)

第14条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員任期又は任期の終了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(評議員)

第15条 本会に評議員をおく。

2 評議員の選任、職務、任期等については、別に定める規則によるものとする。

第5章 学術大会

(学術大会)

第16条 本会は、学術大会を年1回以上開催する。

2 学術大会長は、理事会で選出し、総会で報告する。

第6章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は第6条の正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第14条第1項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その都度、総会に出席の正会員の互選で選任する。

(総会の議決数)

第23条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決する。

(総会の議事録)

第24条 総会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載しなければならない。

第7章 理事会

(理事会)

第25条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会はこの会則において別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業の執行に関すること
- (2) 会員の入会及び退会に関すること
- (3) 財産の管理に関すること
- (4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故ある時は、あらかじめ理事長が指名した順序によって副理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決数)

第29条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。ただし、当該議決につき書面をもってあらかじめ意思表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる

(理事会の議事録)

第30条 理事会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第31条 本会は、会則第4条の事業を行うため、本会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置、廃止及びその他必要な事項は、理事会で決定する。
- 3 委員会の委員長、副委員長、委員は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は理事長が管理し、理事会の議決を経て確実な方法によって会長が保管する。

(資産の支出)

第34条 資産の支出は、理事会の議決を経て総会が承認した予算に基づいて行う。

(事業年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10章 解散

(解散)

第36条 本会の解散は、理事現在数の4分の3以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経なければならない。

- 2 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第37条 事務局は、総務担当理事の指揮の下、次の会務を処理する。

- (1) 年次学会及び総会の開催に必要な事項
 - (2) 会費の徴収及び経理事務
 - (3) 予算案及び決算書の作成
 - (4) その他会の運営に必要な事項
- 2 事務局の運営については別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 この学会の事務局に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員並びにその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

第12章 補則

(細則)

第39条 この会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

第1条 本会則は、2007年9月24日より施行する。

- 2 本会設立時には、第12条の規定は、暫定的に適用を除外する。

セーフティプロモーション学会 細則

第一章 総則

第1条 セーフティプロモーション学会の機構、業務の運営、会務の分掌、職制等の会則施行に必要な事項は、他の規則規程に定めるもののほかこの細則の定めるところによる。

第2条 この細則の制定及び変更は、理事会の議決と総会の承認を経るものとする。

第二章 会費

第3条 この学会の会費は年額下記のとおりとする。

- (1) 個人正会員 6,000円
 - (2) 団体正会員 30,000円
 - (3) 学生会員 3,000円
 - (4) 賛助会員 一口 20,000円（一口以上）
- 2 名誉会員及び特別会員は会費を免除する。
 - 3 会員は会費を前年度内に納付しなければならない。

第三章 委員会

第4条 この学会には、会務の円滑な執行のため次の分掌の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
 - ・ 会員の入退会、役員選挙等に関する事項
 - ・ 総会、理事会等に関する事項
 - ・ 細則の制定及び改廃の起案に関する事項
 - ・ 事務局業務の委託等に関する事項
 - ・ その他総務事務（企画調査含む）に関する事項
- (2) 財務委員会
 - ・ 金銭の経理と保管に関する事項
 - ・ 会費の徴収に関する事項
 - ・ 予算及び決算に関する事項
 - ・ 財務の強化、寄附金の募集・受け入れに関する事項
 - ・ 会費と支部交付金の年額に関する事項
 - ・ その他会計事務に関する事項
- (3) 学術・国際交流委員会
 - ・ 学会が行う学術調査・研究に関する事項
 - ・ 内外の研究団体等との対応に関する事項
 - ・ 他の学協会等への推薦に関する事項
 - ・ 刊行物に関する調査、発送及び残部の保管に関する事項
 - ・ 各国の関係学会等との連絡、情報交換及び交流事業に関する事項
 - ・ 国際会議への参加、協賛、あるいは開催に関する事項
 - ・ 国際共同研究、人物交流等の国際的な研究及び交流に関する事項
- (4) 編集委員会
 - ・ 学会誌の編集、刊行及び発送に関する事項
 - ・ 学会誌に掲載する広告の募集に関する事項
 - ・ 学会ホームページの管理運営

- (5) 広報・ネットワーク委員会
- ・学会活動の広報に関する事項
 - ・学会ホームページの運営及び維持に関する事項
 - ・学術データベースの公開に関する事項

第5条 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は理事の中から理事会において選任する。

2 委員会の委員は、理事長がこれを委嘱する。

3 委員は、委員長の分掌の執行を補佐する。

第6条 委員会の運営については、それぞれ別に定める。

附則

この細則は平成19年9月24日から施行する。

平成28年12月10日一部改正。

学会役員

理事長	衛藤 隆	東京大学	名誉教授
副理事長	藤田 大輔	大阪教育大学	教授
副理事長	反町 吉秀	自殺総合対策推進センター	地域連携推進室長
理事	石附 弘	国際交通安全学会	専務理事
理事	市川 政雄	筑波大学大学院	教授
理事	岡山 寧子	同志社女子大学	教授
理事	倉持 隆雄	厚木市危機管理部	厚木市セーフコミュニティ総合指導員
理事	塩澤 成弘	立命館大学	准教授
理事	後藤 健介	大阪教育大学	准教授
理事	辻 龍雄	つじ歯科クリニック	院長
		NPO法人山口女性サポートネットワーク	理事
理事	新井山洋子	セーフコミュニティとわだをすすめる会	会長
理事	西岡 伸紀	兵庫教育大学大学院	教授
理事	稲坂 恵	元横浜市栄区役所セーフコミュニティ事業担当	
理事	水村 容子	東洋大学	教授
理事	横田 昇平	藤谷医院	院長
理事	渡邊 正樹	東京学芸大学	教授
監事	木村みさか	京都学園大学	教授
監事	榎本 妙子	同志社女子大学	教授

各種委員会

総務委員会

委員長	藤田 大輔 (兼任)
委員	後藤 健介 岡山 寧子 榎本 妙子

財務委員会

委員長	反町 吉秀 (兼任)
委員	横田 昇平

学術・国際交流委員会

委員長	西岡 伸紀
委員	市川 政雄 木村みさか 渡邊 正樹 水村 容子

編集委員会

委員長	辻 龍雄
委員	塩澤 成弘 今井 博之

広報・ネットワーク委員会

委員長	倉持 隆雄
委員	石附 弘 新井山洋子 稲坂 恵

日本セーフティプロモーション学会誌投稿規定

1. 本誌への投稿原稿の筆頭執筆者は、本学会会員であることに限る。
2. 原稿は未発表のものに限定し、他誌に発表された原稿（投稿中も含む）を本誌へ投稿することは認められない。
3. 本誌に掲載された原稿の著作権は日本セーフティプロモーション学会に帰属する。
4. 本誌は原則として投稿原稿およびその他によって構成される。投稿原稿の種類とその内容は表のとおりとする。
なお1頁の字数は約2,500字である。

原稿の種類	内 容	刷上り頁数
論 壇	セーフティプロモーションの理論の構築, 提言, 展望など	8頁以内
総 説	セーフティプロモーションの研究に関する総括または解説	10頁以内
原 著	セーフティプロモーションに関する独創的な研究論文	10頁以内
短 報	セーフティプロモーションに関する独創的な研究の短報	5頁以内
実践研究	セーフティプロモーションに関する実践的な研究論文	10頁以内
活動報告	セーフティプロモーションに関する実践等の報告	10頁以内
資 料	セーフティプロモーションに関する有益な資料	6頁以内
会員の声	学会活動や学会誌に対する学会員の意見など	1頁以内

その他として、本誌には編集委員会が認めたものを掲載する。

5. 掲載が決定した場合、6頁を超えた分については著者が掲載料を負担する。
6. 「論壇」、「総説」、「原著」、「短報」、「実践研究」、「活動報告」については、専門領域に応じて選ばれた2名による査読の後、掲載の可否、掲載順位、種類の区分は、編集委員会で決定する。
7. 「資料」、「会員の声」の掲載の可否は、編集委員会で決定する。
8. 原稿は投稿規定にしたがって作成する。

執筆要領

1. 投稿原稿は原則として日本語で作成する。ただし図表の説明は英文でもよい。
2. 原稿はMS-Wordで、日本語はMS明朝体、英語はTimes New Romanを用い、文字の大きさは12ポイント、A4用紙1枚に1行の文字数35、行数36、余白は標準とし、ページ番号をフッター中央につけて作成する。
3. 投稿原稿の構成は原則として以下のとおりとする。

項 目	内 容
表紙	1頁目に、標題、著者名、所属を和文、そして英文の順で記載。次に、代表者氏名、連絡先（住所、電話およびFAX番号、E-mail）、希望原稿種類、別刷必要部数を記載する（なお別刷印刷費用は著者負担とする）。
抄録	和文の抄録（600字以内）と英文抄録（400words以内） ただし英文抄録は「原著」と「短報」のみ必須とし、他の種類の原稿では付けなくてもよい。
キーワード	キーワードを5語以内で和文と英文で記載
本文 ただし論壇、総説、資料、会員の声はこの形式にしたがう必要はない。	I 緒言（はじめに、まえがきなど） 研究の背景・目的 II 方法 対象と方法 III 結果 IV 考察 V 結語（結論、おわりに、あとがきなど） 引用文献
図、表、写真	図、表、写真は、1頁に1枚とし、図1、図2などの通し番号をつけ、上記本文とは別に添付する。ページ数の付与は不要。

4. 文章は新仮名づかい，ひら仮名使用とし，句読点（，。）や括弧は1字分とする。
5. 数字は算用数字を用い，2桁以上の数字・英字は半角を用いる。
6. 外来語は原則カタカナで表し，人名，地名など適当な日本語がない場合には原綴を用いる。
7. 図，表，写真は本文の欄外に挿入位置を指定すること。なお図，表，写真はそのまま掲載できるように鮮明なものを提出する。専門業者による図表等の製作が必要になった場合は，経費は著者負担とする。
8. 文献番号は右上に，¹⁾ ²⁾ ¹⁻³⁾ などの番号で示し，引用文献には本文中の引用順に記載する。
9. 文献の記載方法は下記の通りとする。著者が3名を越える場合は，4名以降は「他，(et al.)」と表記する。

① 定期刊行物の場合

著者1，著者2．論文名．雑誌名．巻(号)：掲載頁始-終，発行年．

【記載例】

1) 衛藤 隆．Safety Promotionの概念とその地域展開．東京大学大学院教育学研究科紀要．46(1)：331-337，2006．

② 単行本の場合

著者．表題．編著者．書名．発行所所在地，発行所，発行年，掲載頁始-終．

【記載例】

2) Miller TR. Assessing the burden of injury. Tiwari G (Eds.). Injury Prevention and Control. London, Taylor & Francis, 2000, 49-70.

③ インターネットの場合

著者．論文名．<http://・・・> Accessed 月日，年．

【記載例】

3) Miller TR. European Association for Injury Prevention and Safety Promotion, Consumer safety action. <http://www.eurosa.wwwVwContent/l2consumersafety.htm> Accessed April 1, 2008.

10. 論文の内容が倫理的配慮を必要とする場合は，必ず「方法」の項にどのような配慮を行ったかを記載する。なお人を対象とした生物医学的研究ではヘルシンキ宣言を遵守すること。

投稿手続き

1. 原稿は，E-mailに添付して編集委員会へ送信する。
投稿先・問い合わせ先：editor-jssp@mx81.tiki.ne.jp
2. 審査過程で修正が必要として返却された原稿は，編集委員会が指定した期日までに返却すること。
3. 掲載が決定した場合，著者校正は1回とする。
4. 採用された論文は学会誌上と学会ホームページ上で公開される。著作権譲渡承諾書を提出すること。
5. 原稿受理日は編集委員会が審査の終了を確認した年月日をもってする。
6. 投稿論文の締め切り等については，学会ホームページに随時掲載する。

(2016年3月規定一部改正)

予 告

第10巻 第2号 原稿募集要項
受付締切日 2017年6月1日
発行予定日 2017年10月1日

第11巻 第1号 原稿募集要項
受付締切日 2017年12月1日
発行予定日 2018年4月1日

編集後記

17編の査読論文を、第8巻から今号までの4誌にご投稿頂き、査読の後に11編を掲載いたしました。不採択・査読後の取り下げは6編、採択率は64.7%でした。投稿者の内訳をみると、大学教官10名、大学院生等3名、行政職2名、教職1名、NPO関係者1名です。

本学会誌には査読論文以外にも、編集委員会の判断で掲載できる「資料」、「会員の声」があります。セーフティプロモーション、セーフコミュニティ活動に関連して、そうした原稿の種類でのご投稿もお待ちしております。どうか宜しくお願い致します。

辻 龍雄

日本セーフティプロモーション学会誌 第10巻第1号
Japanese Journal of Safety Promotion Vol.10 No.1

平成29年4月1日発行

編集者 日本セーフティプロモーション学会誌編集委員会

発行所 日本セーフティプロモーション学会

事務局

大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター内

〒563-0026 大阪府池田市緑丘1-2-10

Tel 072-752-9905 Fax 072-752-9904

E-mail : JapaneseSSP@gmail.com

ISSN 1882-7969 Printed in Japan ©2015

